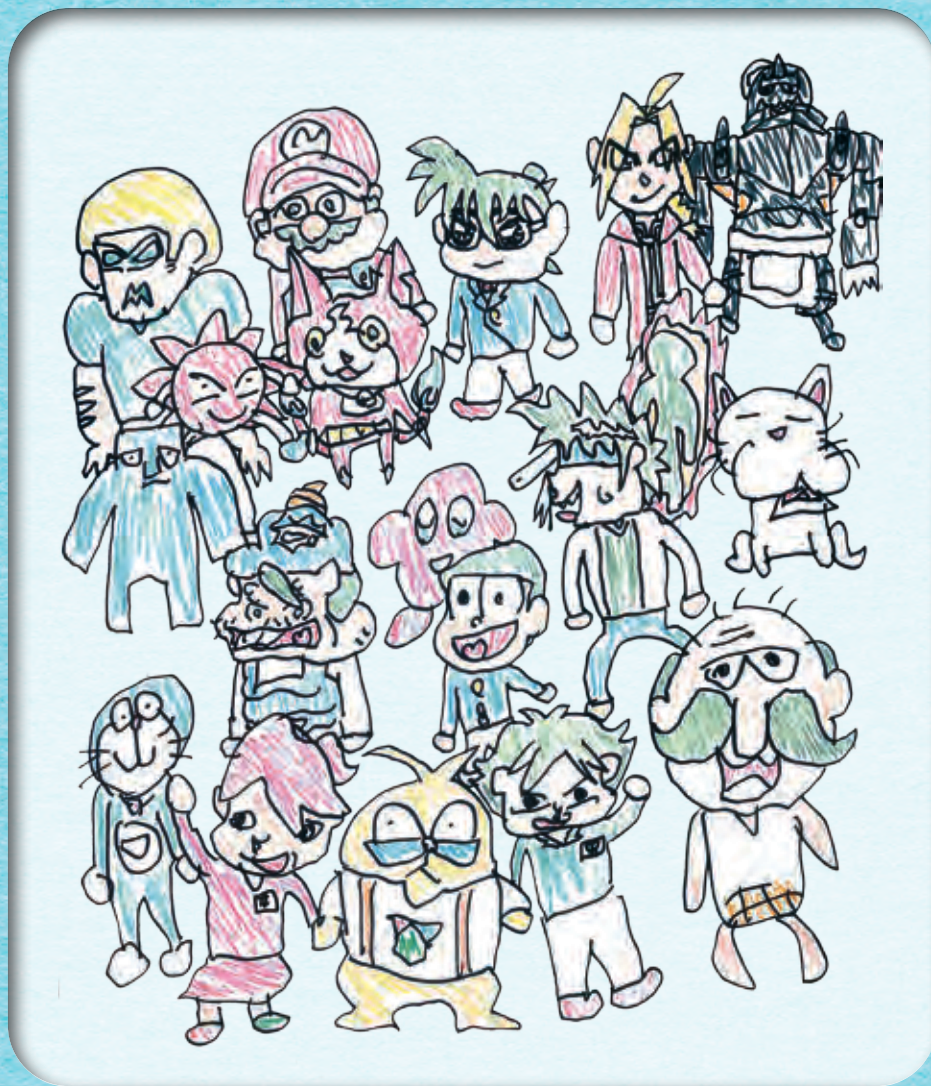


第1期 障害児福祉計画



市

はじめに



本市では、前回計画（計画期間：平成26年度から平成29年度）において、「安全に安心して暮らせるまちづくり」を基本理念とし、障害の有無に関わらず、すべての人が安心して生活できる社会の実現を目指して取り組んでまいりました。

この間、身体障害や知的障害、精神障害に加えて、発達障害や難病への支援の必要性が高まり、障害福祉制度も大きく変化してまいりました。

また、平成28年4月には、障害を理由とする差別をなくし、すべての国民が相互に人格と個性を尊重し合いながら共生する社会を実現することを目的とする「障害者差別解消法」が施行され、さらに、障害のある人が自らが望む地域で生活することができるよう「生活」と「就労」に対する一層の支援や、高齢障害者が介護保険サービスへ円滑に移行することなどを目的に、平成30年4月に「障害者総合支援法」が改正され、新たなサービス等が導入されてまいります。

本市におきましても、平成29年度に発達障害の支援を強化すべく、福祉課内に能登地区では初となる「発達支援室」を設置し、幼児期から学齢期まで切れ目のない支援を行っております。

このような状況を踏まえ、この度、前回計画の見直しを行い、平成30年度から平成35年度までを計画期間とした「第4期輪島市障害者計画」と、平成30年度から平成32年度までを計画期間とした「第5期障害福祉計画」、「第1期障害児福祉計画」を策定いたしました。障害者基本法の目的は「全ての国民が、障害の有無によって分け隔てられることなく、相互に人格と個性を尊重し合いながら共生する社会の実現」であることから、本計画では「障害のある人もない人も、安心して、共にいきいきと生活するまちづくり」を基本理念に掲げ、3つの基本目標を定め、共生社会の実現に向けた施策に取り組んでまいります。

結びに、本計画の策定にあたり、アンケートや意見聴取にご協力いただきました関係者の皆様、貴重なご意見やご提言を賜りました検討委員会の皆様に心から感謝申し上げますとともに、引き続き障害福祉に対する市民の皆様の深いご理解とご協力をお願い申し上げます。

平成 30 年 3 月

輪島市長 梶 文 秋

目 次

第 1 章 各計画策定にあたって

(1) 計画の背景	2
(2) 各計画の位置づけと期間	3
(3) 計画の策定体制	4
(4) 計画の期間	4

第 2 章 輪島市障害者計画

1 障害者の現状と将来の動向

(1) 人口の推移と予測	8
(2) 障害者数	9
(3) 保育所・認定こども園	16
(4) 就学状況	16
(5) 障害児学級・通級指導教室	17
(6) 雇用・就労状況	18
(7) 経済的支援	20
(8) アンケート調査結果	21

2 計画の基本的方向

(1) 基本理念	22
(2) 基本目標	22
(3) 施策の体系	23

3 施策の展開

(1) 安心して暮らせるまちづくり	24
(2) 社会参加の環境づくり	29
(3) 共生社会の実現	32

第 3 章 輪島市障害福祉計画・輪島市障害児福祉計画

1 成果目標の設定

(1) 国が示す成果目標事項	36
(2) 成果目標	36

2 サービス見込量の推計

(1) 指定障害福祉サービス等	40
(2) 地域生活支援事業	48

資料

計画策定の経過	56
輪島市障害者計画等検討委員会 委員名簿	57
輪島市障害者計画等検討委員会要綱	58

第 1 章

各計画の策定にあたって

(1) 計画の背景

本市における障害福祉施策については、平成 18 年に旧輪島市と旧門前町が合併したことを受け、新市として翌年の平成 19 年に計画期間を 5 年間とする「第 1 期障害者計画」を策定しました。平成 23 年には障害者自立支援法の改正を踏まえ、計画期間を平成 24 年度から平成 25 年度（2 年間）とする「第 2 期障害者計画」を策定。その後、本市の実情や社会情勢の変化にあわせ、平成 26 年度から平成 29 年度（4 年間）を計画期間とする「第 3 期障害者計画」を策定しました。

世界の動向を見ると、平成18年12月に「障害者の権利に関する条約」（以下、障害者権利条約）が国連において採択されました。わが国でも平成26年1月にこの条約が批准され、このことに対応するため、様々な障害施策に関する法制度が成立・改正されてきました（表 1）。

表 1 障害者施策の変遷

名 称	内 容
障害者権利条約 (平成 26 年 1 月批准)	障害者の人権及び基本的自由の享有を確保し、障害者の固有の尊厳の尊重を促進することを目的として、障害者の権利の実現のための措置等について定めた条約。
障害者基本法の改正 (平成 23 年 8 月施行)	法の目的や障害者の定義の見直し、差別の禁止や国際的強調に関する条項の新設などの改正。
障害者虐待防止法の成立 (平成 24 年 10 月施行)	障害者に対する虐待の禁止、国等の責務、障害者虐待を受けた障害者に対する保護及び自立の支援のための措置、養護者に対する支援のための措置等を定める法律。
障害者総合支援法の施行 (平成 25 年 4 月施行)	地域社会における共生の実現に向けて、障害福祉サービスの充実等、障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための新たな障害保健福祉施策とする法律。
障害者優先調達推進法の成立 (平成 25 年 4 月施行)	障害者就労施設等の受注の機会を確保するために必要な事項等を定めた法律。
障害者差別解消法の成立 (平成 28 年 4 月施行)	すべての国民が相互に人格と個性を尊重し合いながら共生する社会の実現に向け、障害を理由とする差別の解消を推進することを目的とした法律。

発達障害者支援法の改正 (平成 28 年 8 月施行)	発達障害者支援法の施行から 10 年が経過し、乳幼児期から高齢期までの切れ目のない支援など、時代の変化に対応したよりきめ細かな支援を定めた法律。
障害者総合支援法及び児童福祉法の改正 (平成 30 年 4 月施行)	障害者の地域生活をより促進するために、「生活」と「就労」に対する支援の一層の充実や高齢障害者の介護保険サービスの円滑な利用を促進。また、障害児支援のニーズの多様化に対する支援拡充のための改正。

このような国の障害者施策の成立・改正に対応して、市町村の障害者計画、障害福祉計画の策定の基本となる第3次障害者基本計画や第5期障害福祉計画・第1期障害児福祉計画に係る国の基本指針の見直しが行われました（現在、第4次障害者基本計画の策定に向け、内閣府において障害者政策委員会が開催されており、その内容等については次計画において反映されることになります）。

本市の障害者計画、障害福祉計画、障害児福祉計画は、こういった障害者施策の成立・改正に対応し、本市として時代の変化や障害者のニーズに適切に対応し、障害者基本法の目的としている「共生社会の実現」に向けて計画的に取り組むために策定します。

（２）各計画の位置づけと期間

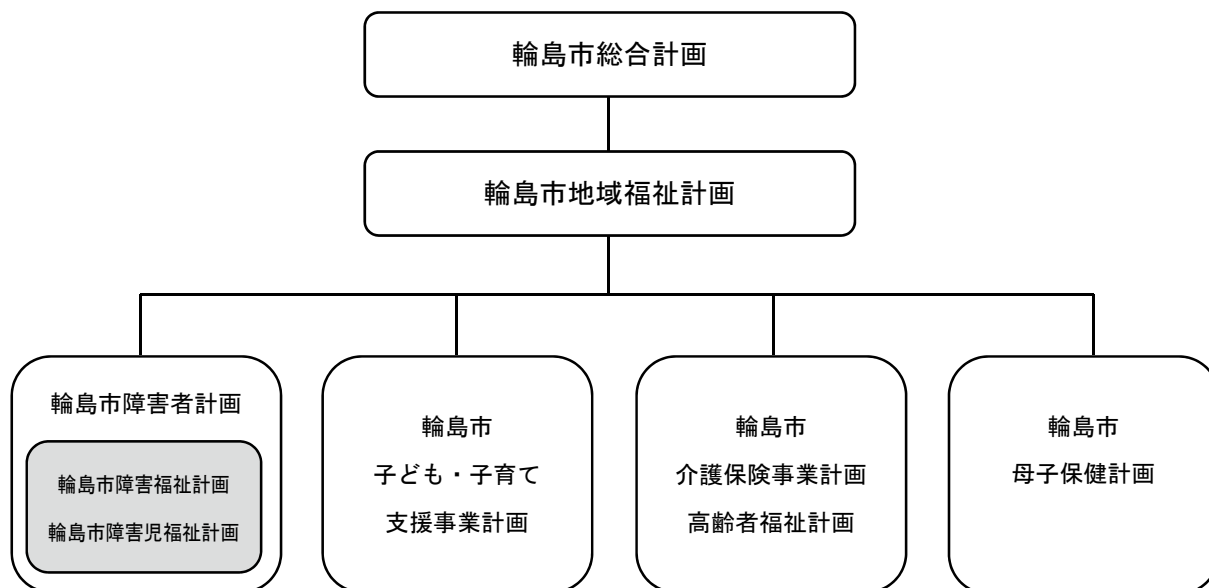
障害者計画は、障害者基本法第 11 条の規定に基づく「市町村障害者計画」に位置づけられるもので、輪島市の障害者施策の基本的な事項を定める計画です。

障害福祉計画は、障害者総合支援法第 88 条の規定に基づく「市町村障害福祉計画」に位置づけられるもので、地域社会における共生の実現に向けて、輪島市の障害福祉サービスの年度ごとに必要な量の見込み及びその確保のための方策、地域生活支援事業の実施に関する事項などについて、具体的な目標値を設けた実施計画として定める計画です。

障害児福祉計画は、障害者総合支援法第 88 条及び児童福祉法第 33 条の規定の基づく「障害児福祉計画」に位置づけられるもので、本市の障害児通所支援、障害児相談支援の提供体制の確保と実施を定める計画です。本市では、障害者と障害児の専門的な支援施策が相互連携の強化を図っていくために、障害福祉計画と一体的に策定しました。

各計画は、輪島市の総合計画、地域福祉計画を構成する部門計画でもあり、関連する計画との整合性にも留意しながら策定しました（図 1）。

図 1 他の計画との関連



（３）計画の策定体制

各計画の策定にあたっては、「輪島市障害者計画等検討委員会」（以下、検討委員会）を設置し、計画の内容についての審議を行っていただきました。検討委員会には、障害当事者や、障害福祉の現場で活動する事業所の方々などの福祉関係者に委員としてご参画いただきました。

また、アンケート調査、パブリックコメントを通じて広く市民の皆様のご意見を伺った上で、策定しています。

（４）計画の期間

障害者計画の期間は、平成30年度から平成35年度までの6年間としますが、市町村障害福祉計画及び障害児福祉計画に相当する部分は、国が定める基本指針において計画期間を3年間としていることから、平成30年度から平成32年度までの3年間とします。

●各計画の計画期間

年 度	24 年度	25 年度	26 年度	27 年度	28 年度	29 年度	30 年度	31 年度	32 年度
-----	-------	-------	-------	-------	-------	-------	-------	-------	-------

輪島市総合計画	第 1 次					第 2 次			
	基本構想（19～28 年度・10 年）					基本構想（29～38 年度・10 年）			
	前期基本計画（19～23 年・5 年）					前期基本計画（29～33 年・5 年）			
	後期基本計画（24～28 年・5 年）					後期基本計画（34～38 年・5 年）			

輪島市 地域福祉計画	第 1 次					第 2 次			
	（24～28 年度・5 年）					（29～33 年度・5 年）			

輪島市 障害者計画	第 2 期	第 3 期		第 4 期		
	（24～25 年度・2 年）	（26～29 年度・4 年）		（30～35 年度・6 年）		

輪島市 障害福祉計画	第 3 期	第 4 期		第 5 期	
	（24～26 年度・3 年）	（27～29 年度・3 年）		（30～32 年度・3 年）	

輪島市 障害児福祉計画						第 1 期
						（30～32 年度・3 年）



木下 尚子さん



定山 法子さん

第 2 章

輪島市障害者計画

1 障害者の現状と将来の動向

(1) 人口の推移と予測

本市の人口は、昭和 55 年から平成 22 年の 30 年間で約 3 分の 2 まで減少しています。また同時に少子高齢化も進んでおり、平成 27 年では、人口の 43%が 65 歳以上の高齢者です。

「国立社会保障・人口問題研究所」は、平成 32 年の輪島市人口を 24,449 人と推計しており、全国的な人口減少や過疎地の人口動向から見て、本市も例外なく、人口減少及び少子高齢化が進行するものと思われます。

●輪島市の人口推移

区分	年少人口 (0～15 歳)	生産年齢人口 (16～64 歳)	高齢者人口 (65 歳以上)	不明	計
昭和 55 年	9,143	29,045	6,927	0	45,115
昭和 60 年	8,223	27,572	7,488	0	43,283
平成 2 年	6,528	25,281	8,456	44	40,309
平成 7 年	5,149	22,111	9,873	0	37,133
平成 12 年	4,139	19,401	10,985	6	34,531
平成 17 年	3,468	17,874	11,481	0	32,823
平成 22 年	2,849	15,600	11,357	52	29,858
平成 27 年	2,283	13,198	11,715	20	27,216
平成 32 年 (推計)	1,941	11,229	11,279	0	24,449

資料 : 平成 27 年までの年齢別人口（推計人口）は、国勢調査。平成 32 年（推計）の年齢別人口は、国立社会保障・人口問題研究所「日本の地域別将来推計人口（平成 25 年 3 月推計）」

(2) 障害者数

■障害者数

全国の障害者の総数は、860万2千人とされます。

障害種類別の内訳は、身体障害者が393万7千人、知的障害者が74万1千人、精神障害者が392万4千人です。一方、本市の障害者人口は、2,291人であり、総人口の8.4%を占めています。

障害種類別の内訳は、身体障害者が1,548人、知的障害者が247人、精神障害者が496人です。また、この他にも障害の認定を受けておらず、日常生活など生活上に支障を感じている人も相当数いるものと考えられます。

●全国・輪島市の障害者数

区 分	全 国	輪 島 市
身体障害者	3,937,000 人	1,548 人
知的障害者	741,000 人	247 人
精神障害者	3,924,000 人	496 人
合 計	8,602,000 人	2,291 人
総 人 口	127,095,000 人	27,216 人
総 人 口 比	6.7%	8.4%

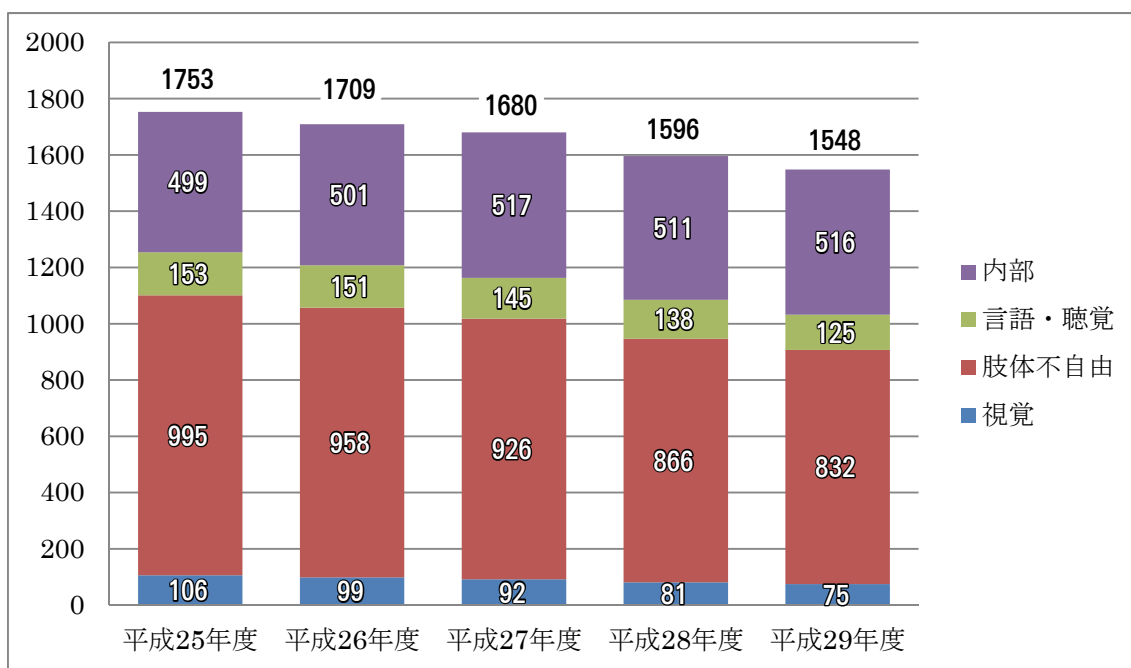
資料 : (全国) 平成 29 年版障害者白書、平成 29 年 4 月総務省統計局人口推計月報
(輪島市) 平成 28 年度輪島市統計書(輪島市福祉課)

■身体障害者

平成 29 年 3 月 31 日現在の身体障害者手帳所持者は 1,548 人となっています。種類別では、肢体不自由が最も多く、等級別では、1 級が最も多く、3 級、4 級、2 級の順になっています。全体数の推移をみると、平成 25 年の 1,753 人が平成 29 年には 1,548 人まで減少しています。

●障害種類別の身体障害者手帳所持者数の推移

(単位：人)

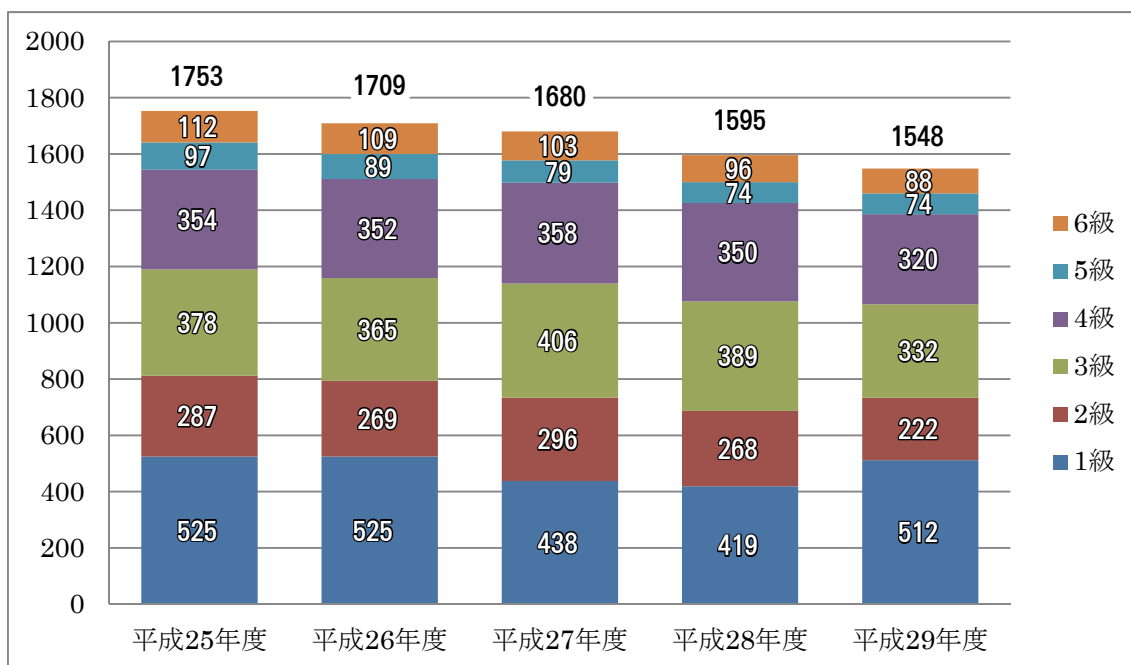


各年度 4 月 1 日現在

資料：福祉課

●障害等級別の身体障害者手帳所持者数の推移

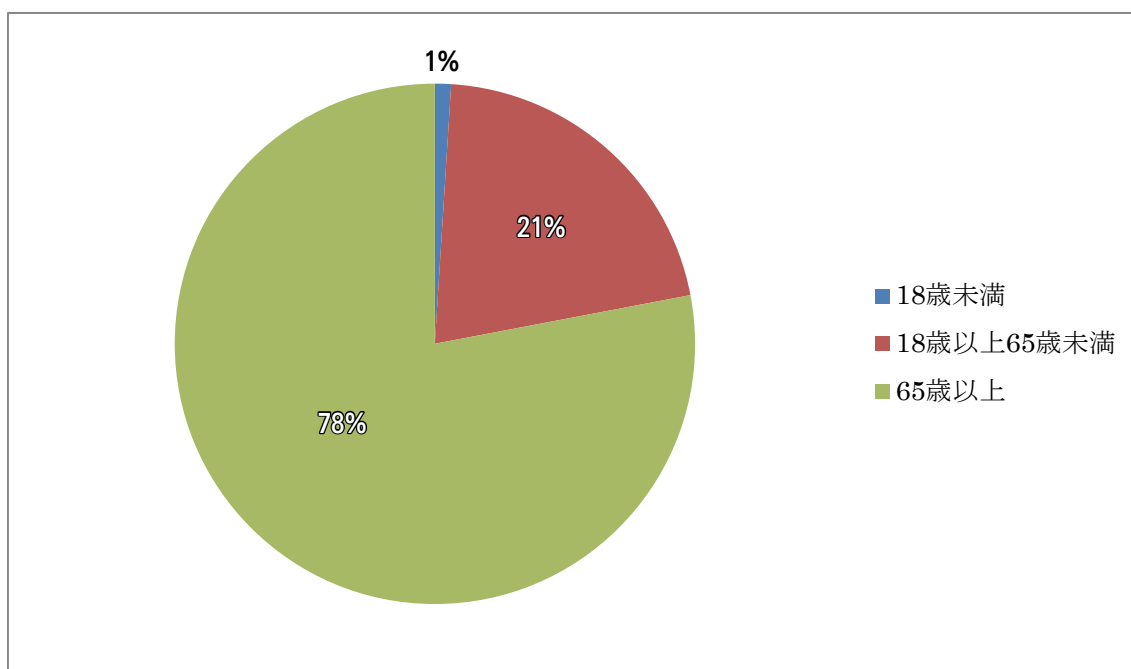
(単位：人)



各年度 4 月 1 日現在

資料：福祉課

●身体障害者手帳所持者数の割合（年齢別）



平成 29 年 4 月 1 日現在 資料：福祉課



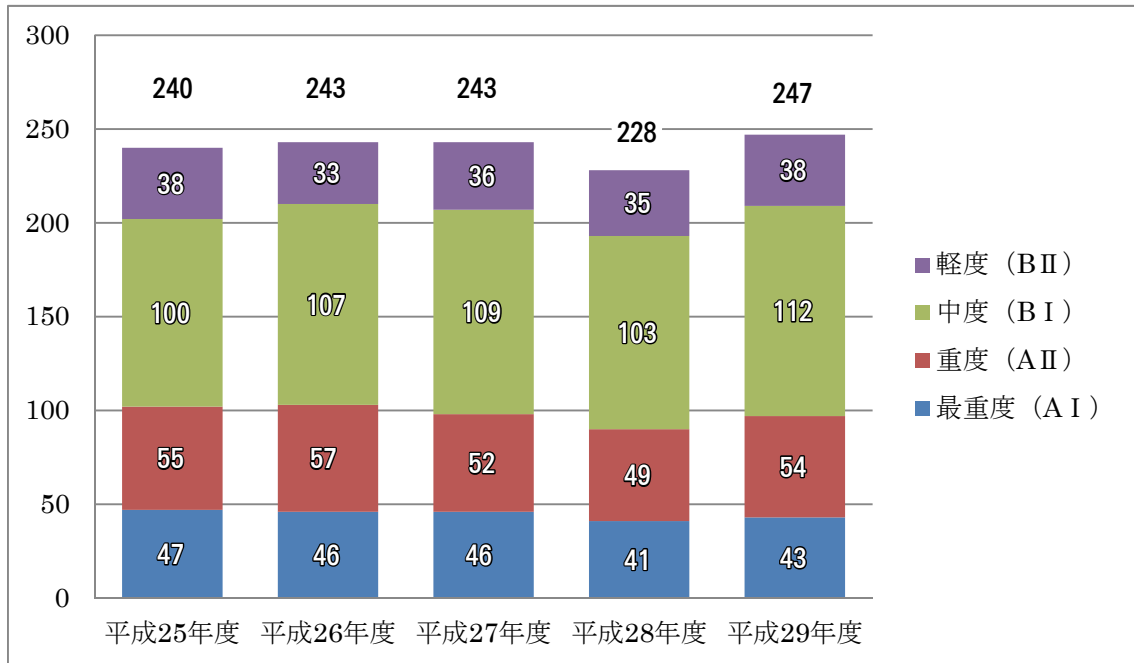
川端 俊貴さん

■知的障害者

平成 29 年 3 月 31 日現在の療育手帳所持者は 247 人となっています。等級別では、B I が多く、以下はA II、A I、B IIの順になっています。全体数の推移をみると、ほぼ横ばいになっています。

●障害種別の療育手帳所持者数の推移

(単位：人)

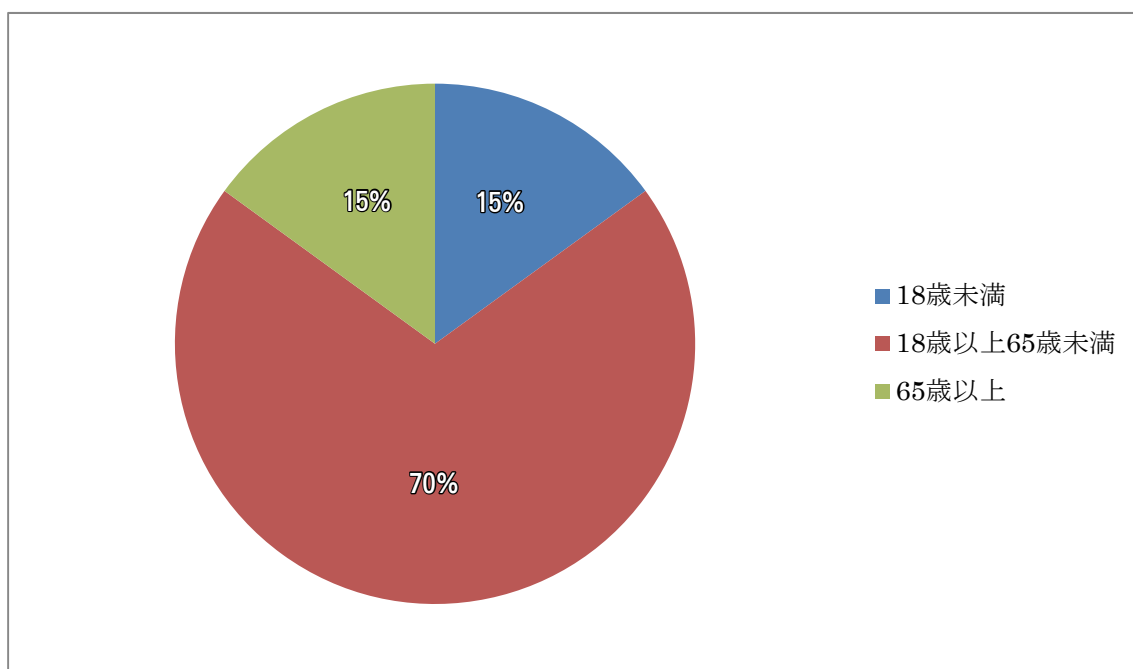


各年度 4 月 1 日現在 資料：福祉課



菊地 佑誌さん

●療育手帳所持者数の割合（年齢別）



平成 29 年 4 月 1 日現在 資料：福祉課



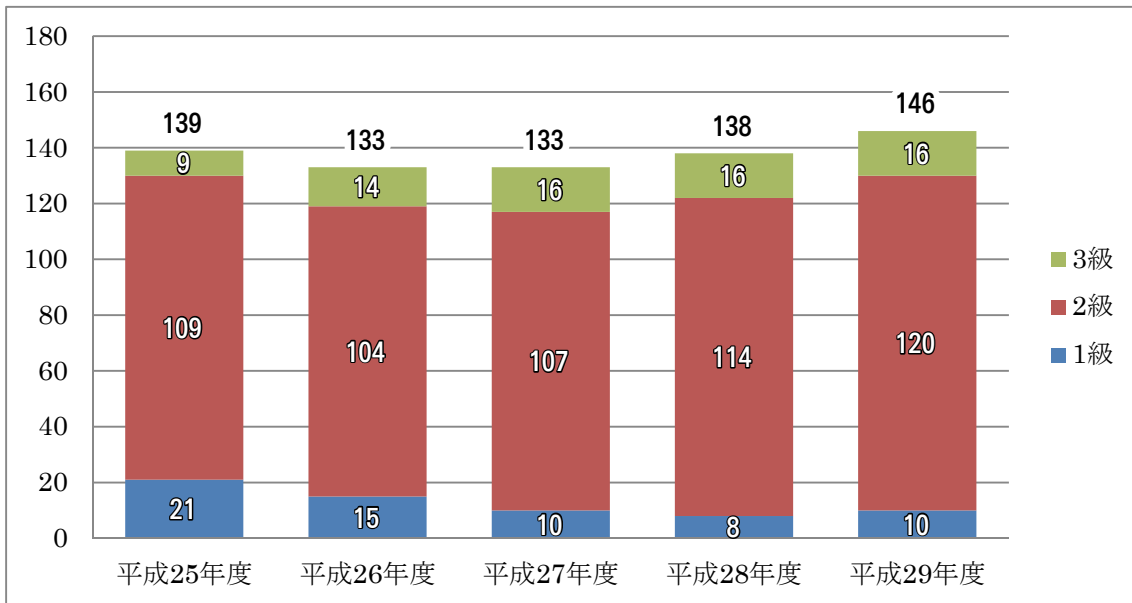
堤 祥詞さん

■精神障害者

平成 29 年 3 月 31 日現在の精神障害者保健福祉手帳所持者は 146 人です。等級別では、2 級が最も多くなっています。また、自立支援医療（精神通院）の利用者は 350 人となっています。

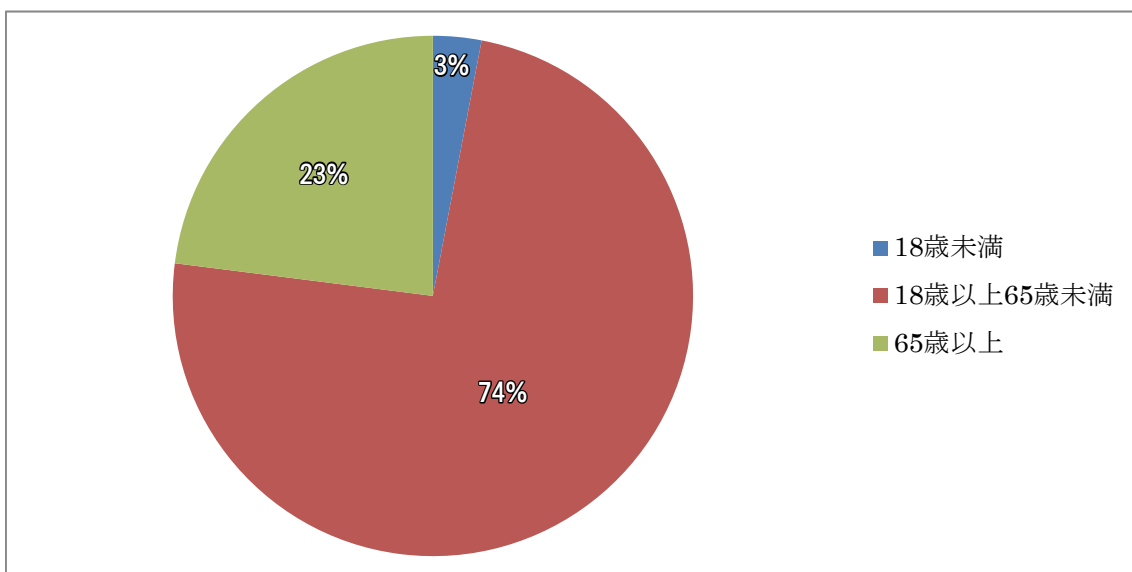
●障害等級別の精神障害者保健福祉手帳所持者数の推移

（単位：人）



各年度 4 月 1 日現在 資料：福祉課

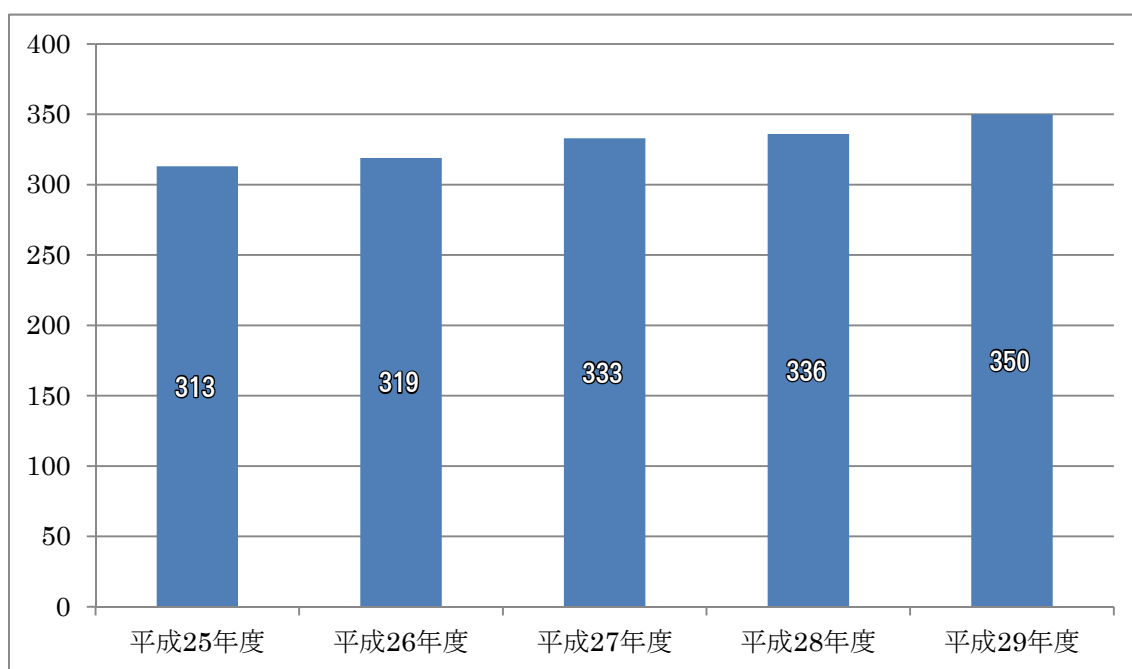
●精神障害者保健福祉手帳所持者数の割合（年齢別）



平成 29 年 4 月 1 日現在 資料：福祉課

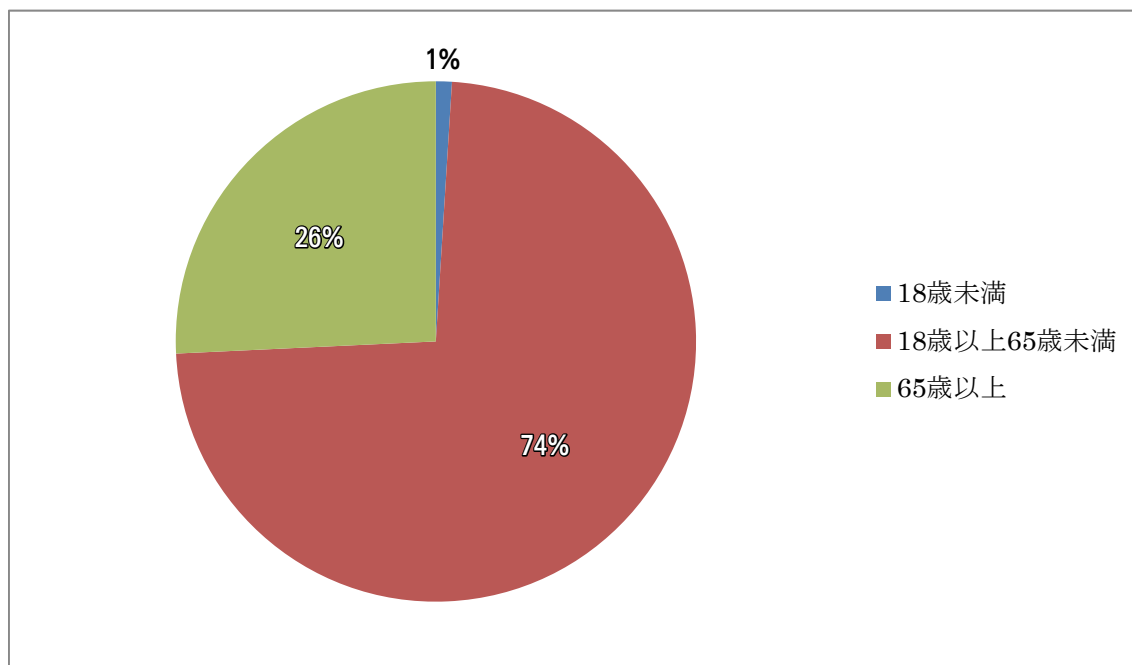
●自立支援医療（精神通院）利用者の推移

（単位：人）



各年度 4 月 1 日現在 資料：福祉課

●自立支援医療（精神通院）利用者の割合（年齢別）



平成 29 年 4 月 1 日現在 資料：福祉課

(3) 保育所・認定こども園

本市には、保育所が 10 カ所、認定こども園は 2 カ所設置されており、合計 623 人の児童が在籍しています。

在籍児に対する障害児の割合は、保育所が 0.5%、認定こども園が 0.5%で、公立・私立の別では、保育所・認定こども園ともに割合は同じになっています。

●保育所・認定こども園における在籍児数と障害児数

	施設数	在籍児数	障害児数
保育所（公立）	7 カ所	180 人	2 人
保育所（私立）	3 カ所	260 人	1 人
認定こども園（公立）	0 カ所	0 人	0 人
認定こども園（私立）	2 カ所	183 人	1 人
合計	12 カ所	623 人	4 人

平成 29 年 4 月 1 日現在 資料：福祉課

(4) 就学状況

■特別支援学校

本市には、特別支援学校の分校が 1 校設置されており、市内・市外から 31 人の児童・生徒が在学しています。また、隣接する珠洲市に設置されている分校には、本市から 3 人の生徒が在学しています。

●特別支援学校在学者数（輪島市民）

（単位：人）

	小学部	中学部	高等部	合計
七尾特別支援学校 輪島分校	8	9	14	31
七尾特別支援学校 珠洲分校	0	0	3	3
合計	8	9	17	34

平成 29 年 4 月 1 日現在 資料：輪島市教育委員会

(5) 障害児学級・通級指導教室

本市では、障害児学級を小学校に 12 学級、中学校に 3 学級設置しており、合計 21 人の児童・生徒が在学しています。

また、小中学校には、言語障害や難聴、発達障害により特別な教育対応を必要とする児童・生徒のための通級指導教室を設置しており、27 人の児童・生徒が指導を受けています。

●障害児学級の設置状況

区分	小学校		中学校	
	学級数	在学者数	学級数	在学者数
肢体不自由	0 カ所	0 人	0 カ所	0 人
難聴	1 カ所	2 人	0 カ所	0 人
知的障害	4 カ所	5 人	2 カ所	3 人
情緒障害	7 カ所	10 人	1 カ所	1 人
合計	12 カ所	17 人	3 カ所	4 人

平成 29 年 4 月 1 日現在 資料：輪島市教育委員会

●通級指導教室による指導児童・生徒数

(単位：人)

	小学校	中学校	合計
言語障害	0	0	0
難聴	0	0	0
発達障害	19	8	27

平成 29 年 4 月 1 日現在 資料：輪島市教育委員会



森 拓実さん

(6) 雇用・就労状況

■職業紹介・障害者雇用率

平成 28 年度、輪島公共職業安定所が行った障害者への職業紹介は 78 件であり、このうち就職に結びついたものは 41 件でした。

障害者雇用率の面から、平成 28 年 6 月において、民間企業の本社所在地を基本とした石川県内の障害者雇用率は 1.88%、法定雇用率を達成している民間企業の割合は 56.5%となっています。法定雇用率は現行の 2%から、平成 30 年 4 月には 2.2%へ引き上げられることになっています。国は障害者雇用率について、雇用者数、就職件数の増加から着実に進展しているとみており、また、障害者雇用率を満たす企業も増加していることから、障害者の就労も進んでいくと考えられます。

●障害者の新規求職申込件数

(単位：人)

	新規求職申込人数			
	身体障害	知的障害	精神障害	合計
平成 26 年度	10	3	18	31
平成 27 年度	15	8	25	48
平成 28 年度	16	8	37	61

資料：輪島公共職業安定所（平成 28 年度実績）

●障害者の就職件数

(単位：人)

	就職件数			
	身体障害	知的障害	精神障害	合計
平成 26 年度	9	1	23	33
平成 27 年度	8	5	23	36
平成 28 年度	7	8	26	41

資料：輪島公共職業安定所（平成 28 年度実績）

●障害者の職業別就職状況

(単位：人)

	事務的職業	介護関係	販売の職業	製造関係	清掃関係	その他	合計
身体障害者	0	1	1	1	0	4	7
知的障害者	0	1	2	0	0	5	8
精神障害者	1	0	1	1	1	22	26
合計	1	2	4	2	1	31	41

資料：輪島公共職業安定所（平成 28 年度実績）

●石川県内の障害者雇用率と法定雇用率を達成している民間企業の割合

区分	平成 26 年度		平成 27 年度		平成 28 年度	
	全国	石川県	全国	石川県	全国	石川県
障害者雇用率	1.82%	1.82%	1.88%	1.86%	1.92%	1.88%
法定雇用率を達成している民間企業の割合	44.7%	51.8%	47.2%	54.3%	48.8%	56.5%

資料：輪島公共職業安定所（各年度 6 月 1 日現在）



坂本 達也さん

■特別支援学校卒業生の進路

平成 26 年度から平成 28 年度に本市に在住する障害者で、特別支援学校の高等部を卒業した方の進路は、次のとおりです。

●特別支援学校卒業生の進路（輪島市内在住の生徒のみ）

（単位：人）

		一般就労	施設通所	施設入所	在宅	その他	合計
平成 26 年度	輪島分校	0	3	0	0	0	3
	珠洲分校	0	0	0	0	0	0
平成 27 年度	輪島分校	0	4	0	0	0	4
	珠洲分校	0	0	0	0	0	0
平成 28 年度	輪島分校	0	2	0	0	0	2
	珠洲分校	0	0	0	0	0	0

（ 7 ） 経済的支援

■各種手当

平成 28 年度の各種手当の受給状況は次のとおりです。

区 分	支 給 額	受 給 者 数
特別児童扶養手当	月額 2 級 34,030 円～1 級 51,100 円	38 人
障害児福祉手当	月額 14,480 円	7 人
特別障害者手当	月額 26,620 円	12 人
経過的福祉手当	月額 14,480 円	0 人

平成 29 年 4 月 1 日現在 資料：福祉課



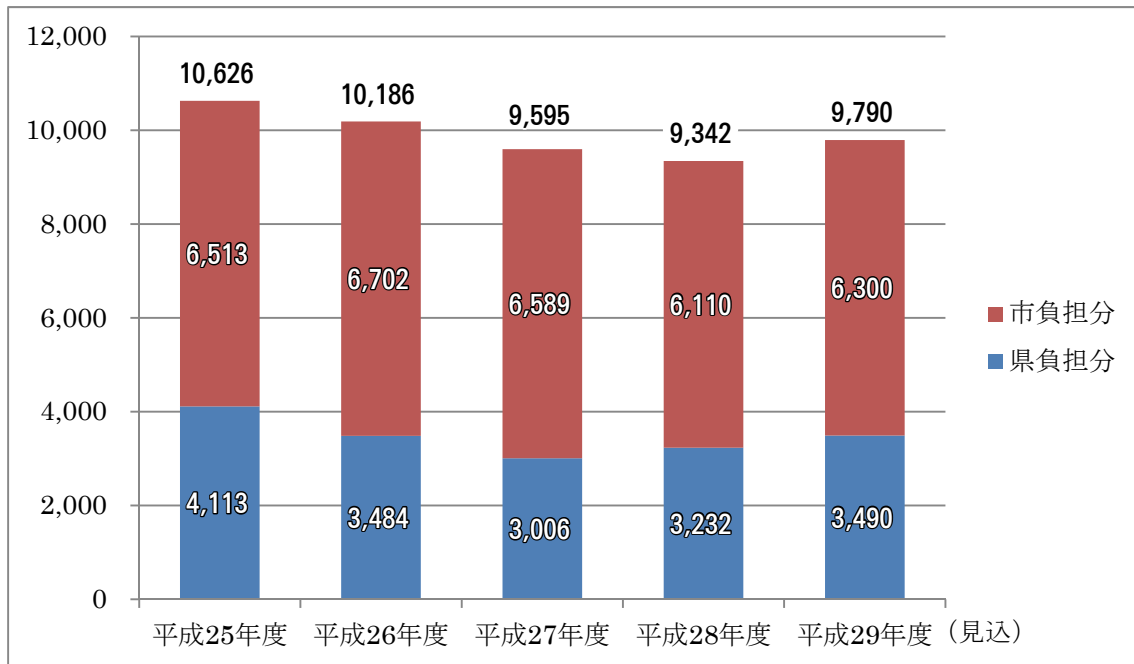
晋川 陽子さん

■心身障害者医療費助成

平成 25 年度から平成 29 年度までの心身障害者医療費助成の総支給額の状況は、次のとおりです。「県負担分、市負担分」とは、総支給額に対するそれぞれの財源負担額を示しています。

●輪島市の心身障害者医療費助成の状況

(単位：万円)



資料：福祉課

(8) アンケート調査結果

平成 29 年 9 月に、輪島市在住の障害児者（身体障害者手帳、療育手帳、精神障害者保健福祉手帳の所持者、自立支援医療費（精神通院）利用者）の方を対象に「輪島市障害者計画（第 4 期）」、「輪島市障害福祉計画（第 5 期）」、「輪島市障害児福祉計画（第 1 期）」を策定するにあたり、その準備の一環として、障害児者の意見や生活課題等、基礎的な資料を得ることを目的にアンケート調査を実施しました。

その主な内容と実施状況の詳細については、輪島市ホームページ上でご覧いただけます。

2 計画の基本的方向

(1) 基本理念

障害のある人もない人も、
安心して、共にいきいきと生活するまちづくり

障害者基本法は、「全ての国民が、障害の有無によって分け隔てられることなく、相互に人格と個性を尊重し合いながら共生する社会」を実現することを目的に制定されました。

この共生社会が実現することを目的とし、「障害のある人もない人も、安心して、共にいきいきと生活するまちづくり」を基本理念に掲げ、その実現に向けて取り組みます。

(2) 基本目標

共生社会を実現し、この計画の基本理念を実現するために、どのようにサービス提供や事業などに取り組んでいくかといった方向性を示すものとして、以下の3つの障害者施策の柱を定めることとします。

1. 安心して暮らせるまちづくり

どんな障害があっても、地域で安心して生活できるようにするためには、家族だけでなく地域の様々な福祉サービス、支援、配慮が必要になります。また、地域生活のなかで生じる障害があることによる社会的障壁*を取り除いていくことも必要です。そのために、個々の障害の状態や特性、ライフステージ（幼年期、児童期、壮年期、老年期などの、人生におけるそれぞれの段階）に応じた切れ目のない支援を受けることができる体制づくりが必要になります。

*社会的障壁

障害がある者にとって日常生活または社会生活を営む上で障害となるような社会における事物、制度、慣行、観念その他一切のもの。

2. 社会参加の環境づくり

障害があっても、地域のなかで安心して生活していくためには、地域社会の一員として、様々な活動に参加できることが重要です。学校で学んだり、職場に働きに出かけたり、地域における活動に参加していくことは、その人自身の生きがいになり、地域生活の充実につながっていくと考えます。

そのために、可能な限り、障害特性に応じた保育や教育、就労、余暇活動の場を提供するなど、人間性や社会性を育むことのできる環境づくりを行っていく必要があります。

3. 共生社会の実現

共生社会を実現していくためには、障害のあるなしに関わらず、すべての人が障害者や障害について深く理解し、正しく認識することが重要であり、そのためには、啓発活動や共生教育、交流活動などが必要です。こうした活動や理解に基づいて、障害のある人もない人も認め合い、お互いが思いやりの気持ちを持って暮らしていくことが共生社会につながっていきます。

(3) 施策の体系

基本理念	施策の柱	施策
障害のある人もない人も、安心して、共にいきいきと生活するまちづくり	(1) 安心して暮らせるまちづくり	1. 相談支援体制の充実 2. 在宅サービスの充実 3. 保健・医療体制の充実 4. 防災対策の充実 5. 地域で暮らすための住環境整備 6. 権利擁護の推進
	(2) 社会参加の環境づくり	1. 療育、教育の充実 2. 就労の促進 3. 社会参加基盤の確保 4. 情報保障・意思疎通の支援
	(3) 共生社会の実現	1. 普及・啓発活動の推進 2. 地域全体で支える連携体制づくり 3. ユニバーサルなまちづくりの推進

3 施策の展開

(1) 安心して暮らせるまちづくり

1. 相談支援体制の充実	
現状・課題	相談支援は、障害者やその家族が必要な支援の内容を把握し、その障害特性等に応じた的確なサービスを提供していくために重要な役割を果たします。本市では、サービス等の利用のための計画相談に対応する体制を整えてきました。 また、奥能登地域自立支援協議会・輪島市連絡会（以下、輪島市連絡会）は、近年、地域のニーズ*を汲み取り、それに沿った仕組みづくりを行ってきたことは大きな成果と言えます。 一方で、福祉サービスや地域資源が限られている地域だからこそ、相談支援が地域のニーズを汲み取りながら、行政と連携し、個別支援の充実はもちろん、本市ならではの仕組みづくりを今後も継続して行っていく必要があります。
今後の方向性	福祉サービスを利用している障害者への支援や、地域からの相談に対応できる相談体制の充実と質の向上を継続していきます。 また、障害者の高齢化、重度化、精神障害者の地域生活、難病の方、障害児（発達障害児を含む）に対応できる相談体制を整備していく必要があります。 地域の幅広いニーズを汲み取り、課題を解決していくために、相談支援事業所と行政がこれまで以上に連携を図りながら、地域の相談支援体制を整備していきます。
○ 施策の展開	
- 本市は、地域における障害者の生活全般にわたるニーズを汲み取る機能として、これまで以上に委託相談支援事業所と行政が連携しながら、輪島市連絡会を運営していきます。 - 本市は、必要な福祉サービスの提供や新たな地域資源を、民間事業所等と連携しながら、整備していきます。 - 本市は、障害者のライフステージに寄り添うよう、保育・保健・医療・福祉・教育・就労などの関係機関が分断されることなく、あらゆるケースに対して、他職種連携を強めていきます。 - 本市は、障害の特性や生活環境に応じた相談業務を行っていくために、相談支援を担当する職員の資質向上に向けて、研修等への参加の機会を確保します。 - 本市は、障害者の概念の拡がりを意識しながら、発達障害児・者、生活困窮者など、障害者手帳を持たないが何らかの支援が必要とされる人・世帯等に対して、関係部局	

や輪島市社会福祉協議会（くらしサポートセンター等）が連携体制を構築できるよう努め、支援の強化を図ります。

- ・ 本市においては、発達障害をはじめ、特別な配慮が必要な児・者、その家族への総合相談窓口である「発達支援室」が、保育所や学校、その他関係機関のコーディネート役となり、地域全体で子どもの発達を支えていく体制を整備していきます。
- ・ 本市は、適切な福祉サービスの利用が必要と思われる障害児や特別な配慮が必要な児に対して、相談支援専門員と繋がりが持てるよう支援していきます。

＊ニーズ：地域や生活全般の解決すべき課題

2. 在宅サービスの充実	
現状・課題	今回行ったアンケート調査によると、障害者の多くは住み慣れた自分の家で生活を望んでおり、こうした願いの実現のためには、居宅介護（ホームヘルプ）のサービスが不足しています。また、突然のトラブル等に対応するための短期入所や 65 歳以上の障害者を受け入れる介護保険サービスのニーズは高まっていますが、なかなかサービス利用に結びついてない状況にあります。
今後の方向性	障害者が住み慣れた地域で安心して生活できる環境整備はもちろん、高齢化した障害者や地域生活を望む精神障害者の地域生活を支える基盤を整備していきます。
○ 施策の展開	
・ 本市は、輪島市連絡会を通じて在宅サービス（居宅介護、行動援護等）の地域ニーズを把握し、相談支援事業所や民間事業所とその情報を共有していきます。また必要に応じて、民間事業所と意見交換の場を設けながら、障害者に対する居宅介護（ホームヘルプ）サービスの拡充を促していきます。 ・ 本市は、施設を利用したり、在宅で暮らす重度障害者が行動援護等のサービスを利用できるよう、各事業所の職員が専門性を習得する研修等への参加を促していきます。 ・ 本市は、65 歳以上の障害者が介護保険サービスに円滑に移行できるよう、個別ケースの丁寧な引継ぎ等を行うなど、介護保険サービス提供事業所と連携強化を図ります。 ・ 本市は、精神障害者が地域の一員として安心して自分らしい暮らしができるよう、行政、相談支援、サービス提供事業所等が連携し、本人の地域生活を支援していきます。また、特に多様である精神疾患等に対応していくために医療機関との連携を強化していきます。	

3. 保健・医療体制の充実

現状・課題	あらゆる親が安心して子育てができるように、障害の発生予防、早期発見・早期支援、障害の軽減や重症化の防止を図ることが重要であり、そのための体制整備が求められています。 また、障害のあるなしに関わらず、安心して子どもを産み、育てられるよう、母子保健・子育て支援体制の充実が求められています。
今後の方向性	母子保健や子育て支援、発達支援室等が連携しながら、子どもの成長段階に応じた親子支援を充実させるとともに、その後も支援が途切れることなく各分野が連携できるよう、「切れ目のない支援体制」の整備を行っていきます。

○ 施策の展開

- ・ 本市は、子育てに関する相談が気軽にでき、多様な相談内容に対応していけるよう、母子保健・発達支援室・子育て支援・その他の各関係機関が連携し、支援していく体制を整備します。
- ・ 本市は、保育・保健・医療・教育・福祉の各分野の連携により、発達障害児の早期発見・早期支援の体制強化を図ります。
- ・ 本市は、発達障害児や特別な配慮が必要な児に対して、必要に応じて専門的知識を有する職員が保育所や学校などを訪問し、児にとって過ごしやすい生活環境を支援していきます。
- ・ 本市は、障害者の疾病や二次疾患等の予防、障害の早期発見・早期治療のため、特定健診等の周知や健診を受けやすい環境づくりを通じて医療機関への受診率の向上を図ります。
- ・ 本市は、リハビリテーションが必要な障害児・者に対して、専門的な知識や技能を持った作業療法士・言語聴覚士・理学療法士等が支援を行っていきます。



木下 尚子さん

4. 防災対策の充実	
現状・課題	障害児者は避難行動に困難を抱える場合が多く、特別な配慮が必要となります。近年増加している火災や地震、風水被害などの災害発生時において、障害児者が安全に避難でき、避難所はもとより、避難経路、避難方法が分からないといった声に対して、対応が必要です。また、今回行ったアンケート調査によると、災害対策をしていない障害者も多く、災害対策に対する理解啓発や情報提供の必要があります。
今後の方向性	障害者をはじめとする「災害弱者」と呼ばれる方々に対し、災害時の援護を円滑に進めるために、地域防災計画や要援護者避難支援プランの充実、その他情報伝達手段の整備充実、自主防災組織における支援体制づくりも含め、市民が一体となった緊急時・防災時の支援体制を構築していきます。
○ 施策の展開	
- 本市は、災害発生時や発生の恐れがある場合、障害児者やその家族が災害に関する情報等を得られるような仕組みや手段、合理的配慮の周知を図っていきます。 - 本市は、一般避難所では適応が難しい障害児者が安心して避難生活を送ることができるよう福祉避難所の拡充を行います。 - 本市は、要援護者台帳に登録する必要性を周知し、登録を希望する障害者を増やし、災害時に円滑な支援を行えるように努めます。 - 本市は、関係機関と連携しながら、災害時に障害者を支えるボランティアや専門職の確保ができる体制を整備していきます。 - 本市は、障害者自身が防災そのものに関心を寄せ、防災意識を高めることができる機会の提供、啓発活動を進めていきます。	

5. 地域で暮らすための住環境整備	
現状・課題	障害者が地域で暮らしていくためには、安心して生活できる住まいの場の確保が必要になります。また、障害者本人もその家族も高齢化が進むため、地域で暮らし続けるためにグループホームの必要性が増すことが予想されます。
今後の方向性	今後必要となるグループホームを把握し、障害者の地域生活の場の確保に努めます。また、住宅改造に対する経済的支援も行っています。
○ 施策の展開	
- 本市は、障害の重度化や高齢化などに伴い、自宅のバリアフリーなどの改修費助成を行います。 - 本市は、障害者の地域での生活をより可能にするため、グループホーム等の整備を支援し、地域での生活の場の確保を推進します。	

6. 権利擁護の推進

現状・課題

障害者差別解消法は、共生社会の実現のために、障害者に対する「不当な差別的取扱い」と「合理的配慮の不提供」を禁止した法律であり、障害者が自分の権利が守られ、安心して生活するために必要な条件です。一方で、この法律が市民全体に理解されているとは言えず、継続的な周知・啓発が必要です。

また、今回行ったアンケート調査によると、障害者への差別がなくなる地域のためには、「障害者への理解を促す広報啓発」や「働く場など、障害者が活躍できる機会の創出」が求められていることがわかります。

今後の方向性

障害及び障害者に対する偏見や誤解を取り除き、正確な知識・情報の普及・啓発を行っていく必要があります。また、障害者が地域や家庭等において弱い立場にあることを想定し、関係機関と連携を密にしながら、虐待の早期発見、防止を図っていきます。

また、障害者のよりよい就労機会や活躍できる機会を関係機関と連携しながら創出していきます。

○ 施策の展開

- ・ 本市は、障害者差別解消法に関する情報提供を進めていきます。特に「不当な差別的取扱いの禁止」「合理的配慮」について、庁内や関係機関に啓発活動を行っていきます。
- ・ 本市は、障害者を取り巻く虐待に対応するために、市障害者虐待防止センターの運営を強化し、その機能や意義などについて周知していきます。
- ・ 障害者が住み慣れた地域で安心した生活を送れるよう、輪島市社会福祉協議会が行っている「福祉サービス利用支援事業」を活用して、福祉サービスの利用手続き、申請代行、日常の金銭管理等の支援を行います。
- ・ 本市は、障害者個人の財産について、障害年金等も含めて、障害者本人が成年後見制度などを利用して適切に管理することで、より良い暮らしが送れるよう、制度の周知や利用の促進を図ります。



堤 祥詞さん

(2) 社会参加の環境づくり

1. 療育、教育の充実	
現状・課題	現在、本市ではポーター教室（障害児・その親への個別支援）や保育所・認定こども園から小学校への丁寧な引継ぎ（就学移行支援）など、関係機関が連携しながら、障害児や特別な配慮が必要な児への支援を進めています。一方で、支援に結びつかない児も多く、就学後に学校生活に馴染めない児も見受けられ、早期発見・早期支援を進める支援体制の構築が求められています。 学校現場では、特別支援学級や通級教室の設置が進められていますが、適切な支援を受けることができないまま成長し、二次疾患を発症したり、不登校（気味も含む）になる生徒も増えており、学校と福祉（主に発達支援室）の連携強化が求められています。また、研修などを通じて教職員の発達障害に対する理解や、特別支援教育に関する理解や指導力を高めることが必要です。 また、支援が必要にも関わらず、親や家族が子どもの支援の必要性を認識しないことで支援機関に結びつかないケースも多く、親支援や発達支援の理解啓発が必要です。
今後の方向性	障害児がライフステージの各段階において、その子の特性に応じた療育・保育・教育を確保され、卒業後はその適性や能力に応じた雇用機会の拡大に努めることにより、職業を通じての社会参加や自立生活が実現できるように支援します。 また、発達特性等の様々な側面から学級に馴染めない、または不登校（気味も含む）となっている生徒に対しては、教育・福祉が連携しながら、丁寧に支援を行っていきます。
○ 施策の展開	
- 本市は、子どもや保護者などが早期から発達支援に関する相談を受けられる「発達支援室」の周知に努めます。 - 本市は、保育所・母子保健・発達支援室・学校教育課・病院の連携を強化し、発達障害の早期発見・対応やその子の適性に応じた就学先への支援を充実させていきます。 - 本市は、保育所や幼稚園（認定こども園）から小学校、小学校から中学校への引き継ぎなど、「切れ目のない支援」を構築し、障害児や特別が配慮が必要な児の特性や支援方法が切れ目なく、的確に引き継がれるように努めます。 - 本市は、障害特性があっても、本人が主体性を高め、失敗しても再びチャレンジできるように、一人ひとりの児童・生徒の特性に応じた教育内容・方法の改善と、教育の資質・指導力の向上に努めます。 - 本市は、発達障害全般に対する保育士、教職員の理解を深めるとともに、その指導方法などに関する研修を充実します。 - 本市は、発達障害児や特別な配慮が必要な児をもつ家族に対して、特性の理解や子どもへの接し方を学べる機会・研修を充実します。	

2. 就労の促進	
現状・課題	障害者が地域で自立した生活を送るためには、働くこと（就労）が重要な役割を果たします。働く意欲のある障害者がその適性に応じた能力を十分に発揮できるような就労先、充実した支援が求められています。 また、障害者の中には働く意欲があっても、年齢や障害・疾病の程度、特性などのために一般就労が難しい方、企業等の状況により雇用に結びつかない方も多くいます。一般就労に結びつかない場合でも、福祉的就労の場を確保することも重要です。 一方、就労支援体制において、福祉的就労から一般就労の架け橋となる就労移行支援や障害者就業・生活支援センターのサービスがないことは、本市特有の課題としてあげられます。
今後の方向性	事業者や同僚となる市民が、障害者の就労能力を認めた上で、障害者の特性を理解するよう働きかけていきます。また、障害特性に応じた雇用がなされるよう、支援者、事業者、ハローワークとの連携を深めていきます。 また、障害者優先調達推進法に基づき、障害者就労施設等への発注に努めます。
○ 施策の展開	
- 本市は、市民に対して、障害者が職業を通じて社会参加していくことの大切さについての啓発活動を積極的に行い、理解を促進します。 - 本市は、改正障害者雇用促進法の一部が平成 30 年 4 月から施行されることを受け、精神障害者の雇用が義務化され、民間事業者における障害者雇用率が 2.0%から 2.2%に引き上げられることなどについて周知し、障害者の就労支援を図ります。 - 本市は、相談支援事業所や民間事業所と連携しながら、福祉的就労から一般就労までの支援体系の確立を図り、就労系相談支援事業や就労サービス事業所の機能強化を図ります。 - 本市は、障害者優先調達推進法に基づき、物品の調達や役務の提供範囲を拡大するとともに、販売機会の拡大等を支援します。また、民間事業所や障害者団体に本市の業務を委託するなど、地域における障害者の活躍の場を増やしていきます。	

3. 社会参加基盤の確保	
現状・課題	今回行ったアンケート調査によると、外出時の支援を家族が担っていることが多いと分かっています。家族の負担軽減も含め、外出支援に対するニーズは高まっており、障害者等が地域の中で生活し、活動していくためには、その基盤となる移動手段の確保は大きな課題です。 また、移動手段がないために就労場所が限られてしまったり、利用できるサービスや、社会参加可能な時間や範囲が限定されて

現状・課題	しまうことも想定されます。 バスやタクシーを利用している人も多いことから、これらの交通事業者に対して障害特性等に関する啓発や情報提供を行い、障害者等に対して必要な配慮やコミュニケーションを行ってもらうことも大切です。
今後の方向性	移動手段は、通院や買い物などの日常生活はもちろん、就労等に関係するものであり、障害者が安心して自分らしい生活が送れるよう公共交通の確保や福祉サービスの充実に取り組みます。また、公的なサービスだけでなく、障害者が参加しやすいイベントの開催や環境整備をしていきます。
○ 施策の展開	
- 本市は、移動支援サービスのニーズに対して、民間事業所と連携しながら、サービス量を拡充していける体制を整備していきます。 - 本市は、バス、タクシーなどの公共交通機関について、障害者が安心して利用できるような環境やサービスが提供される（合理的配慮の実施）よう、事業者への理解と協力を求めています。 - 本市は、管理する道路の段差解消・歩道の確保・信号機や標識の改善などについて、障害者や高齢者が利用しやすいように安全面で配慮し、改善するほか、国や県にも働きかけていきます。 - 本市は、移動困難な方の社会参加を促進するため、タクシー利用料金助成事業の利用促進に努めます。	

4. 情報保障・意思疎通の支援	
現状・課題	障害者が必要な情報を円滑に取得・利用し、意思表示やコミュニケーションを行うことは、地域社会に参加し、活動していくために不可欠です。そのため、必要な情報が取得できるような体制づくり、情報交換の場の提供が求められます。
今後の方向性	障害者の社会参加を進める上で、情報、コミュニケーションが他者と関わるために不可欠な要素であると認識し、その障壁を可能な限り低くしていくよう取り組んでいきます。
○ 施策の展開	
- 本市は、聴覚障害者等への情報保障を図る観点から、手話通訳や要約筆記などの派遣を行う意思疎通支援事業の周知と利用促進を図ります。 - 本市は、活字の読み上げ装置などの日常生活用具の給付を推進するとともに、制度の周知を図ります。 - 本市は、手話奉仕員、要約筆記奉仕員等の養成を推進します。 - 本市は、障害者に対して災害関連情報などの重要な情報を効果的に伝えるようにするための方策を検討していきます。	

(3) 共生社会の実現

1. 普及・啓発活動の推進	
現状・課題	共生社会とは、障害者への差別がなくなり、障害のある人もない人も共に暮らしやすい社会のことです。今回行ったアンケート調査によると、共生社会を実現するために望むこととして、「障害者への理解（合理的配慮）を促す広報啓発」、「市民、事業者、行政が連携・協働していくまちづくり」、「働く場など、障害者が活躍できる機会の創出」の割合が高くなっています。
今後の方向性	障害者が地域で安心して暮らせる社会を実現するために、市民が障害への理解と認識を深め、自らの問題として考えることができるよう周知・啓発に取り組んでいきます。 また、市民一人ひとりがお互いを思いやり、気軽に声かけや手助けができる地域社会の構築に努めます。
○ 施策の展開	
- 本市は、各種広報媒体を通じて、障害理解の啓発や教室、研修会等の開催など啓発活動を推進していきます。 - 本市は、共生社会の実現に向けて、庁内や関係機関に啓発活動を行っていきます。 - 本市は、地元企業に対して、障害者が職業を通じて社会参加していくことの意義や障害者が活躍できる機会の創出などを啓発していきます。 - 本市は、子どもたちが共生社会への理解を深めていけるように、市内学校における福祉教育を行うなど、権利意識を育む機会を作っていきます。 - 本市は、障害者に対する差別や偏見をなくし、共生社会の理念（ノーマライゼーション）の普及啓発を促進するために、地域住民が開催する障害あるなしに関わらず参加できるイベント等を支援していきます。	
2. 地域全体で支える連携体制づくり	
現状・課題	障害者が安心して暮らし、積極的に社会参加を行うことが可能となるような基盤を作るためには、福祉・保健・医療・教育・就労など様々な関係機関や団体が連携していく必要があります。 本市も関係機関の連携強化に努めていますが、制度の狭間にいる方や、多様な困り感を抱える世帯などに対して、行政や専門機関に加え、地域住民とも協働しながら、課題解決に向けて取り組む必要性があります。
今後の方向性	障害者がニーズに応じた適切な支援を受けることができるよう、関係機関の連携強化や調整などのネットワークづくりを進めていきます。また、住民が「支える側・支えられる側」と分断さ

	れず、住民一人ひとりが地域の困り感を「我が事」として捉え、地域の中で役割を持ち、支えあいながら、自分らしく活躍できる地域コミュニティの形成を進めていきます。
○ 施策の展開	
- 本市は、国が進める「我が事・丸ごと」地域共生社会の実現に向けて、地域全体でどういった連携や体制整備を進めるかを、行政や民間事業所が分け隔てなく議論していく機会を創出していきます。 - 本市は、発達支援が必要な児をはじめ、要支援児・要保護児など、地域で何らかの支援が必要とされる子どもや親（世帯）に対し、支援を強化していきます。 - 本市は、公的な福祉サービスだけでなく、地域における支えあいや見守りも含めたインフォーマルなサービスのあり方について、行政や社会福祉協議会、事業所、地域住民が協力し合いながら、誰もが安心して暮らしていける地域づくりを進めていきます。	

3. ユニバーサルなまちづくりの推進	
現状・課題	障害あるなしに関わらず、誰もが暮らしやすい環境づくりの視点（ユニバーサルデザイン）を地域全体に浸透させ、障害者が社会生活に参加する上での障害を取り除く（バリアフリー）まちづくりを進める必要があります。ハード面の対応とともに、障害特性に応じたサポート充実など、ソフト面で対応を行っていくべき課題もあります。
今後の方向性	市民、民間事業所との連携により、障害者等が安全かつ安心して生活でき、社会参加できるまちづくりを推進していきます。これに向けて、公共施設や民間施設、道路・歩行空間、公共交通機関などのバリアフリー化やユニバーサルデザインの視点による整備を図るなど、障害者が暮らしやすいまちづくりの推進を図ります。
○ 施策の展開	
- 本市は、障害者が安全に通行できるように、段差解消や点字ブロック、歩道等の整備充実を図ります。 - 本市は、障害者差別解消法に基づき、障害者に対する合理的配慮を徹底し、障害特性に応じた意思疎通手段を活用した対応を行います。 - 本市は、市内小中学校において人権や福祉をテーマにした講演会や授業などを行い、心のバリアフリーを子どもたちに浸透させていきます。	

第3章

輪島市障害福祉計画

輪島市障害児福祉計画

1 成果目標の設定

(1) 国が示す成果目標事項

国は、障害者総合支援法に基づく市町村障害福祉計画の策定にあたり、必要な障害福祉サービス及び相談支援、市町村の地域生活支援事業の提供体制の確保について、次に掲げる事項を成果目標として設定することを示しています。本市では、このことを踏まえ、第5期障害福祉計画（平成30～32年度）の策定にあたり、目標値を設定することとしました。

■国が示す目標事項

1. 施設入所者の地域生活への移行
2. 精神障害にも対応した地域包括ケアシステムの構築
3. 地域生活支援拠点等の整備
4. 福祉施設から一般就労への移行等
5. 障害児支援の提供体制の整備等

(2) 成果目標

1. 施設入所者の地域生活への移行

国の基本指針では、平成28年度末時点の施設入所者のうち、グループホーム、一般住宅等に移行する者の数を見込み、その上で平成32年度末における地域生活への移行者の目標値を設定することを示しています。

【国が示す具体的な成果目標】

- 平成28年度末時点の施設入所者数の9%以上が地域生活へ移行すること
- 平成32年度末の施設入所者数を、平成28年度末時点の施設入所者数から2%以上削減すること

年度末時点入所者数		【目標値】 削減見込 (人)	【目標値】 地域生活 移行者数 (人)
平成28年度 (人)	平成32年度 (人)		
106	102	4	2

2. 精神障害にも対応した地域包括ケアシステムの構築

国の基本指針では、精神障害者が、地域の一員として安心して自分らしく暮らすことができるよう、保健、医療、福祉関係者による協議の場（地域包括ケアシステム）を設置することを示しています。

【目標値】 平成 32 年度末	(他市町と共同設置する場合) 他市町名	長期入院患者の 地域生活への移行者数	
		65 歳未満（人）	65 歳以上（人）
1	—	3	5

3. 地域生活支援拠点等の整備

国の基本指針では、障害者等の生活を地域全体で支えるシステムを実現するために、障害者の地域生活を支援する機能（相談、体験の機会・場の提供、緊急時の受入・対応、専門性の確保、地域の体制づくり等）を整備した拠点（地域生活支援拠点）を平成 32 年度までに少なくとも 1 カ所整備することを示しています。

【目標値】 平成 32 年度末	(拠点となる事業所が決まっている場合) 事業所名	(他市町と共同設置する場合) 他市町名
1	—	—

4. 福祉施設から一般就労への移行等

国の基本指針では、平成 32 年度末における福祉施設から一般就労への移行についての目標値を、平成 28 年度の一般就労への移行実績の 1.5 倍以上とすることを基本として設定することを示しています。また、この目標値を達成するために、就労移行支援事業利用者数及び事業所ごとの就労移行率に係る目標値についても以下のとおり定めることとしています。

【国が示す具体的な成果目標】

● 就労移行支援事業利用者数

平成 32 年度末利用者が平成 28 年度末利用者数の 2 割以上増加すること

● 事業所ごとの就労移行率

就労移行支援事業所のうち、就労移行率が 3 割以上の事業所を全体の 5 割以上とすることを目指す

● 職場定着率

就労定着支援事業所による支援を開始した時点から 1 年後の職場定着率を 8 割以上とすることを旨とする

(1) 一般就労移行者数		(2) 就労移行支援事業所の利用者数		(3) 就労移行率 3 割以上の就労移行支援事業所の割合
平成 28 年度 (人)	【目標値】 平成 32 年度 (人)	平成 28 年度 (人)	【目標値】 平成 32 年度 (人)	【目標値】 平成 32 年度 (%)
2	3	1	4	—

(4) 就労定着支援事業による 支援開始 1 年後の職場定着率	
【目標値】 平成 31 年度 (%)	【目標値】 平成 32 年度 (%)
—	—

5. 障害児支援の提供体制の整備等

国の基本指針では、重症心身障害児が身近な地域で支援を受けられるように、主に重症心身障害児を支援する児童発達支援事業所及び放課後等デイサービス事業所を確保することや、医療的ケア児が適切な支援を受けられるように医療的ケア児のための関係機関の協議の場を設置することとしています。なお、具体的な目標の設定については、下記の 2 点を基本とするものを示しています。

【国が示す具体的な成果目標】

- 平成 32 年度末までに、主に重症心身障害児を支援する児童発達支援事業所及び放課後等デイサービス事業所を各市町村 1 カ所以上確保すること
- 平成 30 年度末までに、各市町村において、保健、医療、障害福祉、保育、教育等の関係機関等が連携を図るための協議の場を設けること

(1) 児童発達支援センター

【目標値】 平成 32 年度末 (箇所)	(他市町と共同設置する場合) 他市町名
—	

(2) 保育所等訪問支援

【目標値】 平成 32 年度末 (箇所)	(他市町と共同設置する場合) 他市町名
1	

(3) 主に重症心身障害児を支援する児童発達支援事業所

【目標値】 平成 32 年度末 (箇所)	(他市町と共同設置する場合) 他市町名
1	

(4) 主に重症心身障害児を支援する放課後等デイサービス

【目標値】 平成 32 年度末 (箇所)	(他市町と共同設置する場合) 他市町名
1	

(5) 医療的ケア児支援のための関係機関の協議の場

【目標値】 平成 32 年度末 (箇所)	(他市町と共同設置する場合) 他市町名
1	珠洲市、穴水町、能登町

2 サービス見込量の推計

(1) 指定障害福祉サービス等

＊平成 29 年度の数値は、特に断りのない限り、4 月～11 月の利用実績をもとに 1 月あたりに換算して算出しています。

1. 訪問系サービス

①居宅介護（ホームヘルプ）

ヘルパーがお風呂や食事の手伝い、部屋の掃除や洗濯などを手伝ってくれるサービスです。「身体介護」「家事援助」「通院等介助」などの種類があります。

区 分	29 年度実績	30 年度	31 年度	32 年度
利用見込者数	28 人	30 人	32 人	34 人
利用見込時間数	209 時間	224 時間	239 時間	254 時間

②重度訪問介護

重度の肢体不自由により日常的に介護を必要とする人に、自宅での入浴、排せつ、食事の介助、外出時における移動支援を行うサービスです。

区 分	29 年度実績	30 年度	31 年度	32 年度
利用見込者数	0 人	1 人	1 人	1 人
利用見込時間数	0 時間	150 時間	150 時間	150 時間

③同行援護

視覚障害により、移動がむずかしい人に必要な情報提供や、安全に移動できるための支援、食事・排せつなどの介護など、外出に必要となる支援を行うサービスです。

区 分	29 年度実績	30 年度	31 年度	32 年度
利用見込者数	1 人	1 人	1 人	2 人
利用見込時間数	14 時間	14 時間	14 時間	28 時間

④行動援護

行動面での特別な見守りを必要とする人が家の中や外出するとき、危険を回避するための支援や外出支援を行うサービスです。

区 分	29 年度実績	30 年度	31 年度	32 年度
利用見込者数	0 人	1 人	1 人	2 人
利用見込時間数	0 時間	43 時間	43 時間	86 時間

⑤重度障害者等包括支援

介護の必要性がとても高い人に、居宅介護、重度訪問介護、同行援護、行動援護など複数のサービスを包括的に行うサービスです。

区 分	29 年度実績	30 年度	31 年度	32 年度
利用見込者数	0 人	0 人	0 人	0 人
利用見込時間数	0 時間	0 時間	0 時間	0 時間

2. 日中活動系サービス

①生活介護

生活全般で介護を必要とする人に、施設などで入浴、排せつ、食事の介護や、創作活動などの機会を提供するサービスです。

区 分	29 年度実績	30 年度	31 年度	32 年度
利用見込者数	148 人	150 人	150 人	150 人
利用見込量	2,724 人日	2,750 人日	2,750 人日	2,750 人日

*「人日」とは、一月当たりの利用人数に平均利用日数を乗じた単位



本間 政史さん

②自立訓練

自立訓練は、機能訓練と生活訓練から構成されています。

自立訓練（機能訓練）は、身体障害者が地域生活をおくれるよう、一定期間の支援計画に基づいて、身体的リハビリテーションや日常生活に係る訓練などを行うサービスです。

自立訓練（生活訓練）は、知的障害者・精神障害者が地域で生活をおくれるよう、一定期間の支援計画に基づき、食事や家事などの日常生活能力の向上を支援するサービスです。

区 分	29 年度実績	30 年度	31 年度	32 年度
自立訓練（機能訓練） 利用見込者数	2 人	2 人	2 人	2 人
自立訓練（機能訓練） サービス見込量	42 人日	42 人日	42 人日	42 人日
自立訓練（生活訓練） 利用見込者数	4 人	4 人	4 人	4 人
自立訓練（生活訓練） サービス見込量	52 人日	52 人日	52 人日	52 人日

* 「人日」とは、一月当たりの利用人数に平均利用日数を乗じた単位

③就労移行支援

一般企業への就労などを希望する人に、一定期間、就労に必要な知識・能力の向上、実習、職場探しなどを通じ、適性に合った職場への就労・定着を支援するサービスです。

区 分	29 年度実績	30 年度	31 年度	32 年度
利用見込者数	2 人	2 人	2 人	2 人
サービス見込量	40 人日	40 人日	40 人日	40 人日

* 「人日」とは、一月当たりの利用人数に平均利用日数を乗じた単位



沖崎 享さん

④就労継続支援

就労継続支援には、就労継続支援 A 型と就労継続支援 B 型があります。

就労継続支援 A 型は、一般企業で雇用されることが難しい人に、事業者が雇用契約に基づく福祉的就労の機会を提供し、能力の向上を図るものです。

就労継続支援 B 型は、一般企業で雇用されることが難しい人に、事業者が雇用契約に基づかないものの、一定の賃金水準の元で、就労や生産活動の機会を提供し、能力の向上を図るものです。

区 分	29 年度実績	30 年度	31 年度	32 年度
就労継続支援 A 型 利用見込者数	18 人	24 人	25 人	26 人
就労継続支援 A 型 サービス見込量	323 人日	432 人日	450 人日	468 人日
就労継続支援 B 型 利用見込者数	74 人	77 人	80 人	80 人
就労継続支援 B 型 サービス見込量	1,182 人日	1,232 人日	1,280 人日	1,280 人日

* 「人日」とは、一月当たりの利用人数に平均利用日数を乗じた単位

⑤就労定着支援

一般就労に移行した障害者について、企業や自宅への訪問等により、必要な連絡調整や指導・助言などの支援を行うサービスです。

区 分	29 年度実績	30 年度	31 年度	32 年度
利用見込者数	—	0 人	1 人	1 人

⑥療養介護

医療と日常的に介護を必要とする人に、医療機関で機能訓練、療養上の管理、看護、介護、その他日常生活を支援するサービスです。このサービスを利用できる方は、筋ジストロフィーにより療養されている方や、重症心身障害児施設に入所している 18 歳以上の方などです。

区 分	29 年度実績	30 年度	31 年度	32 年度
利用見込者数	9 人	9 人	9 人	9 人

⑦短期入所（福祉型、医療型）

自宅で介護する人が病気などの場合に、短期間、施設へ入所してもらい、入浴、排せつ、食事の介護などを受けるサービスです。

・福祉型

区 分	29 年度実績	30 年度	31 年度	32 年度
利用見込者数	12 人	14 人	16 人	18 人
サービス見込量	120 人日	140 人日	160 人日	180 人日

* 「人日」とは、一月当たりの利用人数に平均利用日数を乗じた単位

・医療型

区 分	29 年度実績	30 年度	31 年度	32 年度
利用見込者数	0 人	1 人	1 人	1 人
サービス見込量	0 人日	3 人日	3 人日	3 人日

* 「人日」とは、一月当たりの利用人数に平均利用日数を乗じた単位

3. 居住系サービス

①自立生活援助

障害者支援施設やグループホーム等から一人暮らしへの移行を希望する障害者に対し、定期的な訪問や生活状況のモニタリング・助言、医療機関等との連絡調整を行うサービスです。

区 分	29 年度実績	30 年度	31 年度	32 年度
利用見込者数	—	1 人	1 人	1 人

②共同生活援助（グループホーム）

夜間や休日、共同生活を行う住宅（グループホーム）で、相談や日常生活における援助を行うサービスです。

区 分	29 年度実績	30 年度	31 年度	32 年度
利用見込者数	43 人	48 人	52 人	56 人

③施設入所支援

施設に入所している人に、夜間や休日、入浴や排せつ、食事の介護などを行うサービスです。

区 分	29 年度実績	30 年度	31 年度	32 年度
利用見込者数	105 人	104 人	103 人	102 人

4. 相談支援（サービス等利用計画の作成）

①計画相談支援（サービス利用支援、継続サービス利用支援）

障害福祉サービスを利用しようとする人について、心身の状況・サービス利用に関する意向などを踏まえ、事業者や関係機関等と連絡調整を行い、「サービス等利用計画」を作成するものです。また、支給決定後にも、サービス等の利用状況の検証、計画の見直し（モニタリング）を行います。

区 分	29 年度実績	30 年度	31 年度	32 年度
計画相談支援利用 見込者数	297 人 (9 月末時点)	307 人	312 人	317 人

②地域移行支援

施設入所や入院から地域での生活に移行するための、住居の確保などに関して相談や必要な支援を行うサービスです。

区 分	29 年度実績	30 年度	31 年度	32 年度
サービス見込者数	0 人	1 人	1 人	1 人

③地域定着支援

地域に移行し、居宅において単身で生活している障害者を対象に、常時の連絡体制を確保し、障害特性に起因して生じた緊急の事態等に応じるサービスです。

区 分	29 年度実績	30 年度	31 年度	32 年度
サービス見込者数	0 人	1 人	1 人	1 人

5. 児童福祉法サービス

①児童発達支援

心身の発達に気がかりな点や何らかの課題、遅れ、障害のある子どもに療育活動を行うサービスです。

区 分	29 年度実績	30 年度	31 年度	32 年度
利用見込者数	3 人	3 人	3 人	3 人
サービス見込量	32 人日	32 人日	32 人日	32 人日

* 「人日」とは、一月当たりの利用人数に平均利用日数を乗じた単位

②医療型児童発達支援

入所等をしている知的障害児、肢体不自由児、重症心身障害児に対し、日常生活における基本的な動作や集団生活への適応訓練等を治療とともに行うサービスです。

区 分	29 年度実績	30 年度	31 年度	32 年度
利用見込者数	0 人	0 人	0 人	0 人
サービス見込量	0 人日	0 人日	0 人日	0 人日

③放課後等デイサービス

就学中の障害児に、放課後や長期休暇中において、生活能力向上のための訓練、レクリエーションを提供することにより、障害児の自立を促進するとともに、放課後の居場所づくりを行います。

区 分	29 年度実績	30 年度	31 年度	32 年度
利用見込者数	18 人	20 人	21 人	22 人
サービス見込量	242 人日	270 人日	283 人日	297 人日

* 「人日」とは、一月当たりの利用人数に平均利用日数を乗じた単位



上川 彩さん

④保育所等訪問支援

保育所等を訪問し、集団生活への適応のための専門的な支援などを行うサービスです。

区 分	29 年度実績	30 年度	31 年度	32 年度
利用見込者数	0 人	0 人	0 人	1 人
サービス見込量	0 人日	0 人日	0 人日	2 人日

*「人日」とは、一月当たりの利用人数に平均利用日数を乗じた単位

⑤居宅訪問型児童発達支援

重度障害があり障害児通所支援を受けるための外出が困難な児に対し、居宅を訪問し日常生活における基本動作の指導等を行うサービスです。

区 分	29 年度実績	30 年度	31 年度	32 年度
利用見込者数	—	0 人	0 人	0 人
サービス見込量	—	0 人日	0 人日	0 人日

⑥障害児相談支援

障害児が通所支援を利用する前に、障害児支援利用計画を作成します。また、支給決定後にも、サービス等の利用状況の検証、計画の見直し（モニタリング）を行うサービスです。

区 分	29 年度実績	30 年度	31 年度	32 年度
障害児相談支援利用 見込者数	24 人 (9 月末時点)	26 人	28 人	30 人

⑦医療的ケア児に対する関連分野の支援を調整するコーディネーター

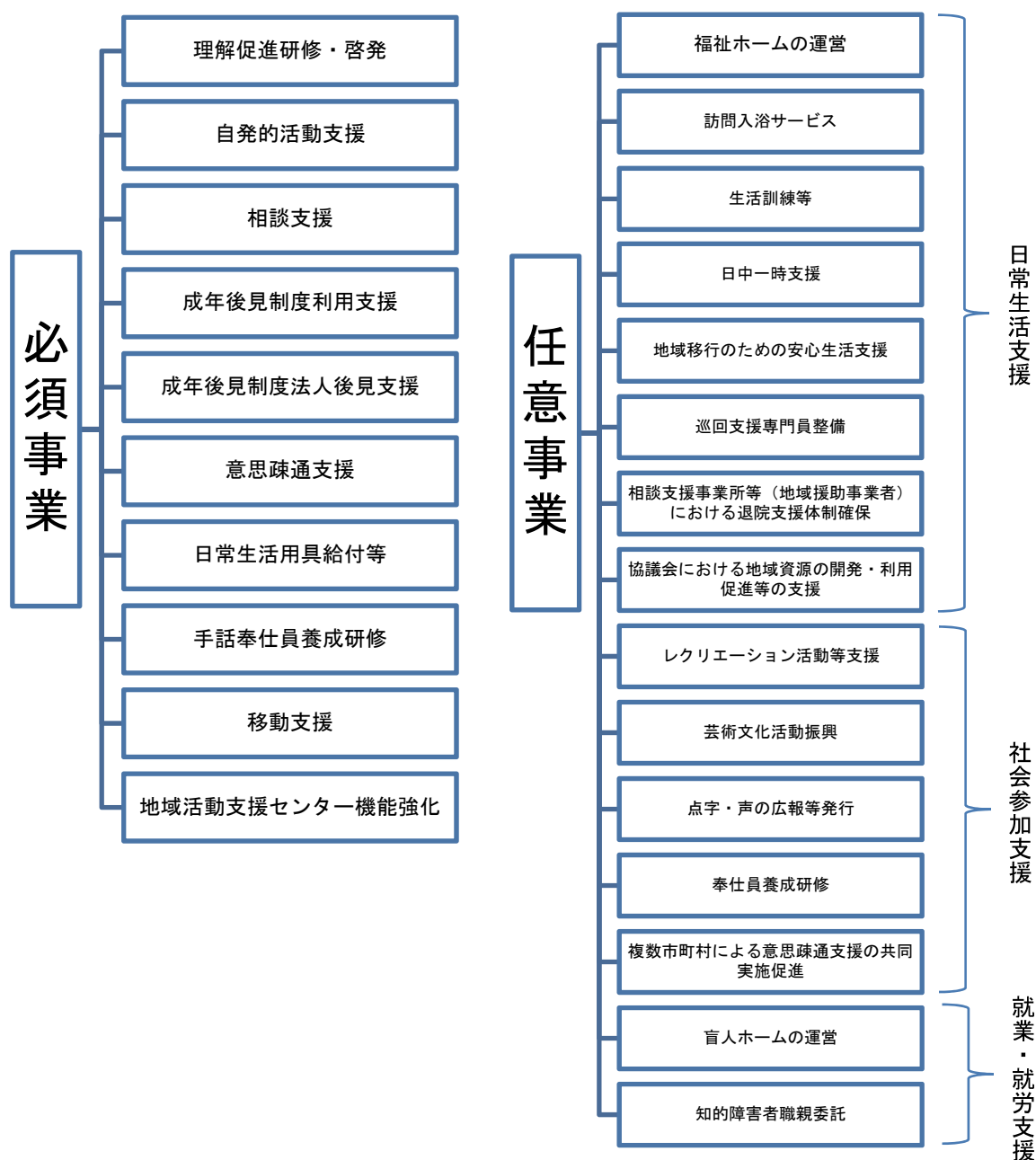
医療的ケアの高い重症心身障害児に対する支援体制の整備に合わせて、関係機関が連携を図るための調整役となるコーディネーターを配置します。

区 分	29 年度実績	30 年度	31 年度	32 年度
コーディネーター 配置人数	—	0 人	1 人	1 人

(2) 地域生活支援事業

＊平成 29 年度の数値は、特に断りがない限り、4 月～11 月の利用実績をもとに 1 月あたりに換算して算出しています。

地域生活支援事業とは、本市が障害者及び障害児が自立した日常生活や就労などの社会生活を営むことができるように、本市の地域特性や利用者の状況に応じて、柔軟に実施する事業です。指定障害福祉サービスとあわせて、障害者及び障害児が必要としている支援を受けることができるよう事業を実施していきます。



1. 必須事業

①理解促進研修・啓発

日常生活や社会生活を営む上で生じる社会的障壁を取り除いていくために、障害者や障害児についての地域住民の理解を深めるための研修や啓発を行います。

事業		29年度実績	30年度	31年度	32年度
理解促進研修・啓発事業	実施の有無	有	有	有	有

②自発的活動支援

障害者やその家族、地域住民などによる地域における自発的な取り組みを支援します。

事業		29年度実績	30年度	31年度	32年度
自発的活動支援事業	実施の有無	有	有	有	有

③相談支援

障害者、その保護者や介護者などからの相談に応じ、必要な情報の提供、障害福祉サービスの利用支援など、障害者の権利擁護のために必要な援助を行います。

事業		29年度実績	30年度	31年度	32年度
基幹相談支援センター	設置の有無	無	無	無	無
基幹相談支援センター等機能強化事業	設置の有無	無	無	無	無
住宅入居等支援事業（居住サポート事業）	実施の有無	無	無	無	無

④成年後見制度利用支援・成年後見制度法人後見支援

成年後見制度利用支援事業は、障害福祉サービスの利用の観点から成年後見制度を利用することが有用であると認められる知的障害者や精神障害者に対して、成年後見制度の利用を支援します。

成年後見制度法人後見支援事業は、成年後見制度における後見等の業務を適性に行うこ

とができる法人を確保できる体制を整備し、市民後見人の活用も含めた法人後見の活動を支援します。

事業		29 年度実績	30 年度	31 年度	32 年度
成年後見制度 利用支援事業	利用見 込件数	1 件	1 件	1 件	1 件
成年後見制度 法人後見支援事業	実 施 の 有無	無	無	無	無

⑤意思疎通支援

聴覚、言語機能、音声機能、視覚その他の障害のため、意思疎通を図ることに支障がある障害者に、手話通訳者や要約筆記者などを派遣します。

事業		29 年度実績	30 年度	31 年度	32 年度
手話通訳者・ 要約筆記者派遣事業	利用見 込人数	10 人	10 人	10 人	10 人
手話通訳者設置事業	設置見 込者数	1 人	1 人	1 人	1 人

⑥日常生活用具給付等

障害の種類、程度に応じた日常生活用具を給付または貸与することにより、日常生活の便宜や福祉の増進を図ります。

(給付見込件数)

事業	29 年度実績	30 年度	31 年度	32 年度
介護・訓練支援用具	0	1	1	1
自立生活支援用具	2	2	2	2
在宅療養等支援用具	1	1	1	1
情報・意思疎通支援用具	6	5	5	5
排泄管理支援用具	660	660	660	660
居宅生活動作補助用具	2	2	2	2
合 計	671	671	671	671

⑦手話奉仕員養成研修

手話で日常会話を行うのに必要な手話語彙や手話表現技術を習得した人を養成する研修を行います。

事業		29年度実績	30年度	31年度	32年度
手話奉仕員 養成研修事業	登録 者数	1件	1件	1件	1件

⑧移動支援

屋外での移動が困難な障害者について、外出などの支援を行うことにより、地域における自立生活及び社会参加を支援します。

事業	29年度実績	30年度	31年度	32年度
利用見込者数	2人/月	4人/月	4人/月	4人/月
利用見込時間数	12時間/日	24時間/日	24時間/日	24時間/日

⑨地域活動支援センター機能強化

通所による創作活動、機能訓練、社会適応訓練、入浴などのサービスを提供し、障害者の自立と社会参加を支援します。

事業	29年度実績	30年度	31年度	32年度
設置見込事業所数	1カ所	1カ所	1カ所	1カ所
利用見込者数	45人/月	45人/月	45人/月	45人/月
サービス見込量	78人日/月	80人日/月	80人日/月	80人日/月



表 厚花さん

2. 任意事業の内容

名 称	内 容
【日常生活支援】	
福祉ホームの設置	家庭環境や住宅事情等の理由により、居宅における生活が難しい障害者に対し、低額な料金で居室その他の設備を利用させるなどして地域生活を支援します。
訪問入浴サービス	看護師もしくは介護職員が身体障害者の居宅を訪問し、浴槽を提供して行われる入浴の介護。
生活訓練等	障害者等に対して、日常生活上必要な訓練・指導を行う。
日中一時支援	障害者等の日中における活動の場を提供し、見守り、社会に適応するための日常的な訓練、その他市町村が認めた支援を行います。
地域移行のための 安心生活支援	障害者が地域で安心して暮らしていけるよう、緊急一時的な宿泊（居室確保事業）や地域生活を支援するためのサービス提供体制の整備（コーディネート事業）を行い、地域生活への移行や定着を支援します。
巡回支援専門員整備	発達障害等に関する知識を有する専門員が、保育所や放課後児童クラブ等の子どもやその親が集まる施設・場へ巡回等支援を実施し、障害の早期発見・早期対応のための助言等を行います。
相談支援事業所等における 退院支援体制の確保	相談支援事業所等（地域援助事業者）における退院支援体制を確保するため、必置職員以外の職員を配置するために必要となる賃金等について助成します。
協議会における地域資源の 開発・利用促進等の支援	市町村の協議会において、社会資源開発に向けた障害児者のニーズ調査や情報収集、円滑な医療・教育・福祉サービスを提供していくための体制整備、保育所や放課後児童クラブ等の関係機関が連携し、障害児の特性や家族の情報を把握する仕組みの構築、医療・教育の専門職等が支援計画について評価・助言を行う、などの支援を行います。
【社会参加支援】	
レクリエーション活動等支援	レクリエーション活動を通じて、障害者等の体力増強、交流、余暇、スポーツをする機会を提供するため、レクリエーション教室や大会・運動会などを開催し、障害者等が社会参加活動を行うための環境の整備や必要な支援を行います。

芸術文化活動振興	障害者等の芸術文化活動を振興するため、身近な実施主体として、障害者等の作品展、音楽会、映画祭などの芸術文化活動の機会を提供するとともに、障害者等の創作意欲を助長するための環境の整備や必要な支援を行います。
点字・声の広報等発行	視覚障害者等のために、点訳、音声訳、その他障害者等にわかりやすい方法により、行政等の広報、障害者関係事業の紹介、生活情報、その他必要度の高い情報を障害者に提供します。
奉仕員養成研修	点訳、朗読に必要な技術等を習得した点訳奉仕員、朗読奉仕員等を養成するための研修を行います。
複数市町村による意思疎通支援の共同実施促進	意思疎通支援事業について、単独での実施が困難等の理由により未実施となっている市町村等において、近隣の市町等との共同実施による効率的な事業実施の方法を検討します。
【就業・就労支援】	
盲人ホームの運営	あん摩師免許、はり師免許等を有する視覚障害者であって、自営または雇用されることの困難な方に対し、施設を利用させるとともに、必要な技術指導を行い、視覚障害者の自立更生を図ることを目的とする盲人ホームの運営に必要な経費を補助します。
知的障害者職親委託	知的障害者の更生援護に熱意を持っている事業経営者で、希望する方を職親（職業と生活の親代わり）として登録し、知的障害者を委託して生活指導及び技能習得訓練を行います。

3. 任意事業の実施状況

事業		29年度実績	30年度	31年度	32年度
福祉ホームの設置	設置の有無	無	無	無	無
訪問入浴サービス	利用見込者数	1人	1人	1人	1人
生活訓練等	実施の有無	有	有	有	有
日中一時支援	利用見込者数	28人	30人	30人	30人

地域移行のための 安心生活支援	実施の 有無	無	無	無	無
巡回支援専門員整備	実施の 有無	無	有	有	有
相談支援事業所等における 退院支援体制の確保	実施の 有無	無	無	無	無
協議会における地域資源 の開発・利用促進等の支援	実施の 有無	有	有	有	有

【社会参加支援】

事業		平成 29 年度 (実績)	平成 30 年度	平成 31 年度	平成 32 年度
レクリエーション活動 等支援	実施の 有無	有	有	有	有
芸術文化活動振興	実施の 有無	有	有	有	有
点字・声の広報等発行	実施の 有無	有	有	有	有
奉仕員養成研修	実施の 有無	有	有	有	有
複数市町村による意思疎 通支援の共同実施促進	実施の 有無	無	無	無	無

【就業・就労支援】

事業		平成 29 年度 (実績)	平成 30 年度	平成 31 年度	平成 32 年度
盲人ホームの運営	実施の 有無	無	無	無	無
知的障害者職親委託	実施の 有無	無	無	無	無

資 料

計画策定の経過

実施時期	会議名・内容等						
平成 29 年 6 月 12 日	第 1 回輪島市障害者計画等検討委員会 (1) 障害福祉計画及び障害児福祉計画に関する国からの通知について (2) 障害者計画等の目的、背景について (3) 検討委員会のスケジュールについて						
8 月 31 日	第 2 回輪島市障害者計画等検討委員会 (1) 各計画の進行状況の確認 (2) アンケートの実施について						
9 月 8 日～29 日	障害者計画（第 4 期）、障害福祉計画（第 5 期）、障害児福祉計画（第 1 期）の策定に向けたアンケートの実施 ・ 障害者手帳等をお持ちの方 <table> <tr> <td>身体障害者</td><td>436 人（16 人）</td></tr> <tr> <td>精神障害者</td><td>116 人（46 人）</td></tr> <tr> <td>知的障害者</td><td>148 人（8 人）</td></tr> </table> ※（ ）内は18才未満 ・ 障害者手帳等をお持ちでない方 300 人	身体障害者	436 人（16 人）	精神障害者	116 人（46 人）	知的障害者	148 人（8 人）
身体障害者	436 人（16 人）						
精神障害者	116 人（46 人）						
知的障害者	148 人（8 人）						
12 月 21 日	奥能登地域自立支援協議会輪島市連絡会（事業所連絡会） ・ 障害福祉サービス提供事業所、委託相談支援事業所へヒアリング (1) 障害者計画、障害福祉計画、障害児福祉計画の内容説明 (2) 障害福祉計画、障害児福祉計画のサービス見込量の調整等						
平成 30 年 1 月 10 日	第 3 回輪島市障害者計画等検討委員会 (1) 各計画の進行状況の確認 (2) アンケートの集計結果と考察について						
1 月 30 日～2 月 28 日	パブリックコメントの実施						
3 月 22 日	第 4 回輪島市障害者計画等検討委員会 (1) 障害者計画、障害福祉計画、障害児福祉計画の最終案の審議 (2) パブリックコメントの結果について (3) 冊子に使用するイラストの選定						

輪島市障害者計画等検討委員会 委員名簿

区分	所属機関	氏名
福祉関係者	輪島市民生委員児童委員協議会	谷内 峻
	輪島市身体障害者福祉協議会	川渕 新一郎
	輪水会	園 正由
	輪島市手をつなぐ育成会	本間 早苗
	ふれあい工房あぎし	馬渡 晋一
	あすなろふたばばいんの会	森本 毅（副会長）
	輪島市保育士会	石坂 博美
	輪島市社会福祉協議会	倉本 啓之（会長）
保健 医療関係	能登北部医師会	定梶 裕司
	能登北部保健福祉センター	坂井 和美
就労関係	輪島公共職業安定所	出水 正人
教育関係	七尾特別支援学校輪島分校	道下 雅美
	輪島市教育委員会	松山 真由美

委員任期：平成 29 年 6 月 12 日～平成 32 年 6 月 11 日（3 年間）

○輪島市障害者計画等検討委員会要綱

(平成 18 年 11 月 28 日告示第 213 号)

改正 平成 26 年 3 月 31 日告示第 31 号 平成 29 年 6 月 9 日告示第 69 号

(設置)

第 1 条 障害者基本法（昭和 45 年法律第 84 号）第 11 条第 3 項の規定に基づく輪島市障害者計画、障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律（平成 17 年法律第 123 号）第 88 条第 1 項の規定に基づく輪島市障害福祉計画及び児童福祉法（昭和 22 年法律第 164 号）第 33 条の 20 の規定に基づく輪島市障害児福祉計画（以下これらを「障害者計画等」という。）の策定及び変更を行うに当たり、幅広く関係者の意見を取り入れるため、輪島市障害者計画等検討委員会（以下「検討委員会」という。）を設置する。

(所掌事務)

第 2 条 検討委員会は、市長の求めに応じて、障害者計画等の策定及び変更において、その内容を検討し、その結果を市長に提言する。

(組織)

第 3 条 検討委員会の委員は、13 人以内とし、次に掲げる者のうちから市長が委嘱する。

- (1) 医療関係者 1 人
 - (2) 民生委員 1 人
 - (3) 障害者又はその親族 3 人以内
 - (4) 障害福祉に関する事業を営む個人及び法人その他団体の代表者 2 人以内
 - (5) 公共職業安定所の職員 1 人
 - (6) 輪島市社会福祉協議会の職員 1 人
 - (7) 関係行政機関の職員 1 人
 - (8) 保育関係の職員 1 人
 - (9) 教育関係の職員 2 人
- 2 委員の任期は、3 年とする。ただし、補欠の委員の任期は、前任者の残任期間とする。
- 3 委員は、再任されることができる。

(会長及び副会長)

第 4 条 検討委員会に会長及び副会長 1 人を置き、委員の互選によってこれを選任する。

- 2 会長は、会務を総理する。
- 3 副会長は、会長を補佐し、会長に事故があるとき又は会長が欠けたときは、その職務を代理する。
- 4 会長及び副会長の任期は、委員の任期による。

(会議)

第5条 検討委員会は、必要に応じ会長が招集する。ただし、新たに組織された検討委員会の最初に開かれる会議については、市長がこれを招集する。

2 検討委員会は、委員の過半数が出席しなければ、会議を開くことができない。

3 検討委員会の議事は、出席した委員の過半数をもって決し、可否同数のときは、会長の決するところによる。

4 会長は、必要があると認めるときは、委員以外の者の出席を求め、意見を聴くことができる。

(庶務)

第6条 検討委員会の庶務は、福祉環境部福祉課において処理する。

(雑則)

第7条 この告示に定めるもののほか、検討委員会の運営に関し必要な事項は、会長が検討委員会に諮って定める。

附 則

(施行期日)

1 この告示は、公表の日から施行する。

(経過措置)

2 この告示の施行の日以後最初に委嘱される委員の任期は、第3条第2項の規定にかかわらず、平成21年3月31日までとする。

附 則(平成26年3月31日告示第31号)

この告示は、平成26年4月1日から施行する。

附 則(平成29年6月9日告示第69号)

この告示は、平成29年6月12日から施行する。

本誌の表紙、裏表紙、誌面内の挿絵（イラスト、習字等）は、
市内の障害福祉施設に通う方々の作品です。

表紙：橋村 智也さん 裏表紙：小川 巽さん

輪島市障害者計画／輪島市障害福祉計画
／輪島市障害児福祉計画

平成30年3月発行

編集・発行

輪島市福祉環境部福祉課

〒928-8525

輪島市二ツ屋町2字29番地

TEL 0768-23-1161

FAX 0768-23-1196

